

「共に生きる社会の実現をめざして」

ニュースレター

特集

のぞみの園における強度行動障害への取り組み

第40号

平成26(2014)年
4月1日発行



『ふれあいの桜並木』

国立のぞみの園には、しだれ桜やソメイヨシノ、八重桜など数種類の桜が園内随所に植えられています。樹齢は40年以上のものがほとんどで知る人ぞ知る桜の名所となっています。写真は、園内敷地入口の三叉路です。右側の道路は園内を東から西へとぬける生活道路の桜並木です。左側の道路を100メートルほど進むと市内循環バス「ぐるりん」のバス停があり、その横に71種161本の樹木と118種591株の宿根草などが植栽されている『ふれあい香りガーデン』があります。のぞみの園の利用者のみならず、地域の人たちのお花見や散策のコースであり、障害のある人もない人も楽しく過ごせるふれあいの空間です。



独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【理事長ごあいさつ】 02**独立行政法人改革**

=のぞみの園は「中期目標管理型の法人」=

【特 集】**のぞみの園における強度行動障害への取り組み** 04

- 強度行動障害の支援や研究の歴史
- 強度行動障害とは
- コラム 障害支援区分への見直しに伴う行動援護に関する基準の見直しについて
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）テキストを作成しました
- 精神科病院に社会的入院をしていた知的障害者の受け入れと支援
- Aさんの異食がなくなるまで ～あきらめない支援より～

【養成・研修】 14

- のぞみの園福祉セミナー 2014
～福祉のサービスが必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて～ Part6 「相談支援の役割」～地域の実践から今後を考える～を開催しました
- 「障害者虐待防止を考える研究セミナー」を開催しました

【実践レポート】 18

- 〈発達障害のお子さんへの支援〉
障害児通所支援センター「れいんぼ」開設から1年

【調査・研究】 20

- 障害者虐待防止と擁護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究（障害者虐待に関する事例調査の結果について）
- 「認知症の知的障害者のアセスメント・診断・治療および支援の手引き」日本語版の発行

【臨床の現場から】 24

- 続・青少年におけるインターネット・ゲーム・スマートフォン依存
～臨床現場からの提言～

【共に生きる】 26

- コラム のぞみの園における事故防止対策の取り組み
- 明治29年からの最高の積雪
- 「ゆうあいフェスティバル」に参加

【INFORMATION】 28

- I 強度行動障害支援技術者養成研修（国研修）
- II 福祉のサービスが必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会（中央研修会）
- III のぞみの園福祉セミナー
- IV のぞみの園医療・福祉セミナー
- V 支援者養成現任研修

独立行政法人改革

のぞみの園は、独立行政法人であることから、政府がかねてから取り組んでいる独立行政法人制度の見直しや改革に常に適切に対応していくことが求められています。昨年12月に「独立行政法人改革などに関する基本的な方針」（以下「基本方針」と省略します。）が閣議決定されましたので、その概要をご紹介します。

まず、最近の経緯ですが、平成24年1月に独立行政法人制度の見直しについての閣議決定が行われました。その概要については、ニュースレター第32号で「のぞみの園は成果目標達成法人」という見出しで紹介しましたが、その後関連法案が国会に提出されたものの成立に至らず、昨年1月にその閣議決定は当面凍結されることとされました。

昨年6月から、内閣行政改革推進本部の下に置かれた行政改革推進会議において改めて独立行政法人改革の議論が開始されました。各法人からのヒアリングも経て、12月24日に「基本方針」が閣議決定され、これに基づき、改革が実現するよう政府が一体となって取り組んでいくこととされました。

今回の改革は、「独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図る」ことなどを狙いとするものです。

「基本方針」は、まず、現在の独立行政法人を法人の裁量、国の関与の度合いなどに応じて次の3類型に分類しています。

◆中期目標管理型の法人……国民向けサービスなどの業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理（3年～5年）により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人

＝のぞみの園は「中期目標管理型の法人」＝

理事長 遠藤 浩

◆研究開発型の法人……研究開発成果の最大化を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性などに対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

◆単年度管理型の法人……国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

「基本方針」の別紙の中で各法人について講ずべき措置が掲げられ、のぞみの園については、「中期目標管理型の法人とする。」とされています。

主務大臣が法人の業績評価

法人が政策機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクル、つまり、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)のサイクルが十分に機能することが必要です。そのサイクルを強化する観点から、主務大臣は法人の目標設定のみならず、自ら業績評価を行い、必要に応じて法人に対して業務運営の改善を命令するなどの仕組みを導入するとされています。

一方、総務大臣は、独立行政法人全般を対象として、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定および業績評価に関する政府統一的な指針を策定することとされています。

主務大臣は関連法律やこの指針に基づき目標設定を具体的に行い、適正かつ厳正に業績評価を実施することとなりますが、主務大臣は、目標案またはその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図ることとされ、また、中期目標期間終了時における業務および組織全般にわたる見直しの際には、組織自体の存続の必要性を含

め組織のあり方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるものとされています。

このような主務大臣の業績評価や中期目標期間終了時における措置などについては、総務省に設置された第三者機関が点検し、意見を述べることができるとされています。

以上、抽象的で分かりにくい説明となり恐縮ですが、現行の仕組みから大きく変わる点は、法人の所管省庁（のぞみの園の場合は厚生労働省）に設置された独立行政法人評価委員会が行っていた毎年度および中期目標期間の業績評価を、主務大臣（厚生労働大臣）が行うことです。すなわち、政策実施責任者たる主務大臣が法人の中期目標設定から評価までを一貫して実施することとし、さらに、中期目標期間の終了時における法人の存廃などの判断を行う仕組みに変わります。

障害福祉関係施策に即した多様な事業の展開

「基本方針」の中では法人の統廃合も盛り込まれ、現在の100法人から87法人に減少することが予定されています。のぞみの園については、障害者福祉行政推進に寄与する事業に取り組み、独立行政法人としてのミッションを確実に果たしていることをご理解いただき、引き続き独立行政法人とし存続することを認めていただいたものと理解しています。

平成27年4月からの改革実施に向けて関連法案が国会に提出されますが、のぞみの園としては、制度改正を待つことなく、厚生労働省との連携協力の関係をさらに深め、障害者福祉関係施策に即した多様な事業を展開していくことにより、独立行政法人としての政策実施機能を強化していきたいと考えています。

強度行動障害の支援や研究の歴史

研究部長 志賀 利一

強度行動障害という名称は、1988年にスタートした「行動障害児（者）研究会」において命名されました。頻繁な自傷や他害などの行動ゆえに、強度に適応行動障害を見せる障害児（者）という意味です。詳細な定義や支援の基本的な枠組みについては、次の「強度行動障害とは」をお読みください。ここでは、時間をさかのぼり、強度行動障害の支援や研究の歴史を簡単にまとめます。

○強度行動障害研究が始まる前の経過

行動障害のある重度の知的障害児のことを「動く重症児」と呼んでいた時代があります。1960年代後半に、主に重症心身障害児施設や国立療養所に入所していた人たちです。同じ頃、治療効果を期待されず、精神科病院に入院する知的障害児の問題を東京都立梅ヶ丘病院の藤原先生は指摘しています。重症児で行動上の問題が顕著であることが理由で施設入所を拒否され、入院するケースが増えていたようです。

この状況が大きく変わったのは、1979年の学校基本法改正です。どんな障害があっても、すべての子どもが教育を受

ける義務をもち、同時に養護学校の整備が全国で進みました。これ以降、いわゆる動く重症児や精神科病院に入院していた重度の知的障害児も、学校に通うことになり、学期の入所や入院数が大幅に減りました。ところが、自傷や他害などの行動障害のある児童生徒の指導技法は確立しておらず、さらに在宅生活を支える福祉サービスもほとんどない状況です。知的障害児入所施設を希望するのは、思春期以降、行動上の問題が顕著になった子どもたちの割合が増えてきました。

一方、1970年代後半から80年代にかけ、自閉症の診断基準がほぼ統一され、その障害特性を理解する専門家が少しずつ増えてきました。重度・最重度の知的障害のある人にも自閉症の診断がつくようになり、行動障害の顕著な人の支援に、自閉症の個別で専門的な療育技法を取り入れようとする試みが、いくつかの施設で行われるようになりました。

そして、弘済学園や秩父学園といった知的障害児施設を中心に、行動障害児（者）研究会が立ち上がり、それ以降現在に至るまで、いくつかの研究グループで強度行動障害の研究が続けられています（図1参照）。

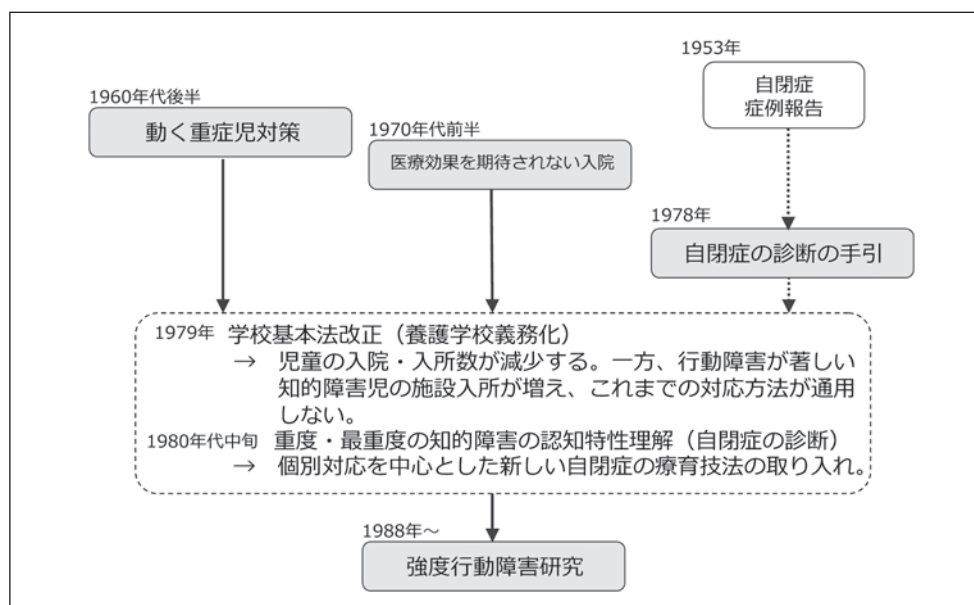


図1 強度行動障害研究が始まる前の経過

○ 強度行動障害者支援の施策

強度行動障害研究は、「予防を含め効果的な支援技法の開発」と同時に「安心・安全に社会生活ができるような仕組みづくり」についても検討されてきました。以下、後者の仕組みづくりの経過をまとめます。

強度行動障害を対象とした最初の施策は、1993年にスタートした強度行動障害特別処遇事業です。入所施設において、特別な環境整備を行い、新たに作成された「強度行動障害判定基準表」という11項目からなる評価尺度で20点以上の者に専門的な支援を行う事業でした。その後、対象を拡大し、給付費の加算という仕組みで現在も継続しています。ただし、対象者を選定する基準は、障害程度区分の中から「行動関連項目」を11項目抜き出し点数化し、8点以上の人です（2014年度より障害者支援区分の11の行動関連項目で10点以上に改正）。また、現行の重度障害者支援加算（Ⅱ）は、短期入所や共同生活介護にも拡大されています。

同様に行動関連項目8点以上を対象とする在宅サービスとして行動援護があります。行動援護は、地域で生活する障害児者のレスパイトサービスの思想のもと生まれた仕組みで、特に「行動上著しい困難を有する障害者など」を対象とした事業です。強度行動障害という名称は使いませんが、対象者の判定には同様の基準を採用しています。2014年度より、適切な支援計画を作成することで、行動援護については外出以外の柔軟な運用が可能になります。また、重度訪問介護の対象が拡大され「行動上著しい困難を有する障害者など」も含まれます。

事業や加算という仕組みではありませんが、強度行動障害への支援と虐待防止は密接な関係があります。障害者に対する虐待は、かなり以前から雇用の場や施設などにおいて事件として発覚していました。そして、児童や高齢者に対する虐待防止の仕組みが動き出した 2004 年、福岡県の知的障害者更生施設「カリタスの家」における虐待事件が明るみに出ました。同施設は、地元では強度行動障害者の専門施設として役割を果たしていました。

その後、2012年10月より障害者虐待防止法が施行されましたが、昨年末に千葉県立袖ヶ浦福祉センター養育園にお

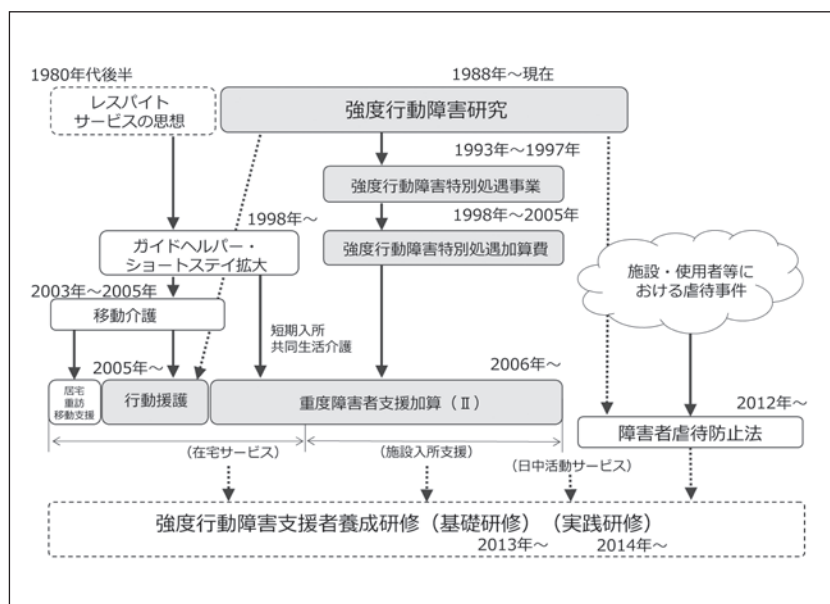


図2 強度行動障害研究から現在までの経過

いて、同様な虐待事件が発生しています。強度行動障害への適切な支援のあり方は、長年の強度行動障害研究の過程で一定の枠組みが決まっているにもかかわらず、それを広く周知することは、今もって非常に重要な課題なのです（図2参照）。

○強度行動障害支援者養成研修

2014年度も、のぞみの園では強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）を実施いたします。今年度は「基礎研修」に加え、よりステップアップした「実践研修」も企画しています。指導者研修については、随時、都道府県に開催のご案内を送付させていただきます。各都道府県においては、強度行動障害支援者養成研修の継続的な開催と、研修において指導的立場になる人を指導者研修に推薦していただきますよう、よろしくお願いいたします。

今年度、のぞみの園で開催してきた強度行動障害者の支援のあり方を考える検討委員会で、「強度行動障害支援者養成研修が全国で展開され、この名称がますます頻繁に使われるようになるとするなら、強度行動障害と言われる障害のある人、あるいはその家族はこの名称をどのように感じるだろうか?」と意見が出されました。強度行動障害とは、「知的障害」という名称が定着する 10 年前から使われています。研修カリキュラムの内容だけでなく、この名称についても、より多くの方からのご意見をいただきたいと考えております。

強度行動障害とは

研究部研究課研究員 五味 洋一

「強度行動障害」とはどのような状態を指すのでしょうか。そしてどのような人が、どのような理由でなるのでしょうか。本稿では今一度原点に帰り、「強度行動障害とは何か」ということについて考えてみたいと思います。

○強度行動障害の定義

まず下の「強度行動障害」の人の事例をご覧ください。

14 歳になる A さんは重度の知的障害を伴う自閉症の診断を受けています。中学部から特別支援学校に入学し、すぐに不登校になりました。家では顔が変形するほどの自傷があり、左目はほとんど見えなくなっていました。最近では食事や水分摂取を拒否するようになり、夜間も興奮状態が続いて朝方まで寝ことはありません。

ご両親は自傷を防ぐために、交代で一晩中本人を抱きかかえながら過ごしています。止めようとすると噛み付かれたり強くつねられたりするため、ご両親とも体中傷だらけです。睡眠もまともに取れない日々が続き、家庭生活は破綻寸前の状態です。

強度行動障害とは、このように直接的他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持など）、自傷行為などが通常考えられない頻度と形式で出現している状態像につけられた呼称です。そのため、一口に「強度行動障害」と言っても、そこには実にさまざまな状態像の人が含まれています。

「強度行動障害の歴史」（p. 4）でも解説しているように、制度の移り変わりの中でその対象は拡大してきました。1980 年代の終わり頃から「強度行動障害」と呼ばれて支援のあり方が検討されてきたのは、A さんのような、重度・最重度の知的障害を伴う自閉症の人たちですが、近年は触法行為や反社会的行動をしてしまう中軽度の知的障害者や、知的な遅れのない人に対しても「強度行動障害」という呼称が使われることがあります。

では、こうした多様な状態像の人たちを「強度行動障害」と一括りに呼んで良いのでしょうか。この点についてはまだ議論が必要ですが、本稿（そして p. 9 で紹介している強度行動障害支援者養成研修テキスト）では、「強度行動障害」という語の対象を、激しい行動を示す重度・最重度の知的障害および自閉症の人に限定しています（図 1）。その理由は

以下のとおりです。

- ①強度行動障害に関しては旧厚生省時代から約 25 年間の科学研究の歴史があり、重度・最重度の知的障害および自閉症と強度行動障害との関連が示されてきた。
- ②過去 20 年以上にわたる研究や実践から、理論的にも経験則的にも、そうした対象者層に対する基本的な支援方法がほぼ確立している。

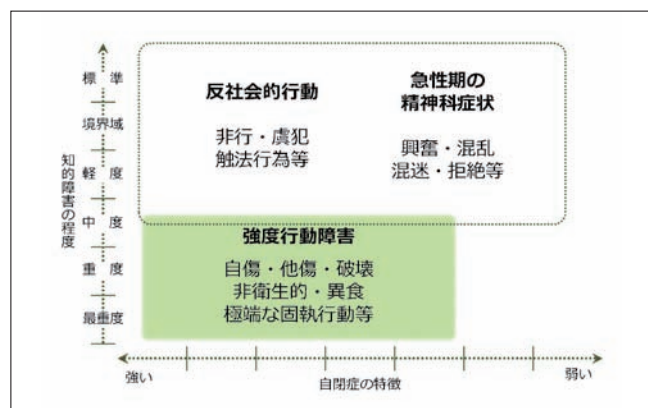


図 1 強度行動障害の範囲

- ③障害福祉の現場や養育者に、この確立した支援方法が必ずしも周知・徹底されていない。
- ④支援方法を知らないために、障害の配慮ができず、虐待などに至る事例がなかなか減らない。

○強度行動障害の背景

なぜ、強度行動障害の人の中には、重度・最重度の知的障害を伴う自閉症の人たちの割合が高いのでしょうか。

知的障害や自閉症の障害特性があることにより、彼らの多くは、私たちが自然に行っているように周囲の環境から情報を取り入れて状況を理解することができません。そうして生まれる「分からない」状況の連続は、大きなストレス要因となります。さらに、彼らの多くはコミュニケーション手段が非常に限られているために、感じている不安や不快感を周囲の人に訴えることにも困難が伴います。

行動障害とは、こうした「伝えられない」不安や不快感、要求が、自傷や他害といった形で表出したものに他なりません。しかし、周囲にいる人がその人のことをよく理解し、本人が感じている不安や不快感、要求を汲み取ることを怠れば、やがてその場面だけでなく人そのものに対する嫌悪感や不

信感が募り、行動障害はより激しく修復しがたいものになっていくでしょう。それが強度行動障害です（図2）。つまり、行動障害は、①障害特性を背景として本人と環境（周囲の支援者などの人も含む）との相互作用の結果として生まれるものであり、②周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」ことのサインであると捉えるべきものと言えます。

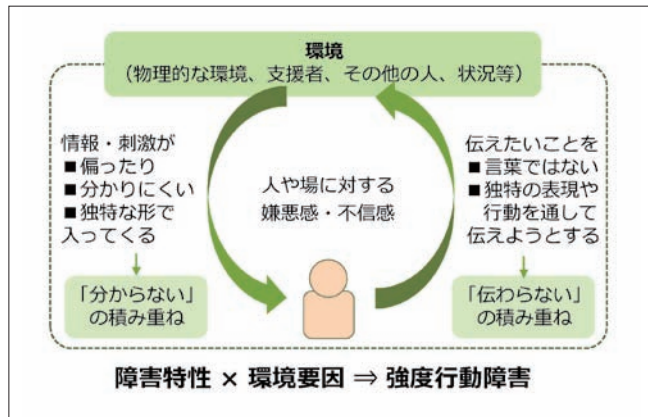


図2 強度行動障害の背景

○強度行動障害への支援

強度行動障害の人の支援に関しては、20年以上にわたる

実践と研究の歴史があります。その中では、さまざまな方法論や流派が生まれてきました。いわゆるスパルタ式のものから、全面的な受容を強調するもの、心理学の知見を背景としたさまざまな療育技法やプログラムなどが導入され、どのような方法論が優れているかという論争が繰り返されてきた時代もあります。今でもそうした論争や対立がないわけではありませんが、20年以上の取り組みの中では、どの方法論や流派においてもある程度は共通する「スタンダード」も形作られてきています。表現の仕方や重点の置き方についてはまだ議論が必要ですが、概ね以下の6つの支援に集約することができます。

- ①構造化された環境の中で、
- ②医療と連携をしながら、
- ③リラックスできる強い刺激を避けた環境で、
- ④一貫した対応をできるチームを作り、
- ⑤自尊心を持ち一人でできる活動を増やし、
- ⑥地域で継続的に生活できる体制づくりを進める

こうした枠組みに沿った支援を効果的かつ継続的に提供することはそれほど簡単なことではありません。今後は、こうしたスタンダードに沿った支援をいかに広げていくかが課題と言えるでしょう。

Column

障害支援区分への見直しに伴う行動援護に関する基準の見直しについて

この4月からの障害支援区分の施行に併せて、行動援護に関する基準も見直しが行われました。見直しの詳細は以下の「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料（平成26年1月22日）」のとおりです。この見直しに際して、当法人では強度行動障害のある人の実態把握のための調査を行い、基礎データを提供しました。今後もこうした国の施策に寄与する調査・研究を行っていく予定でありますので、全国の障害児・者福祉関係者の皆さまにおかれましては、これまでと同様、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料（平成26年1月22日）より抜粋

1. 現行の基準

- 行動関連項目：認定調査項目のうち行動に関する11項目+てんかん（12項目）
- 基準点：各項目ごとに0～2点の重みづけを行い、合計点8点以上

2. 見直しの内容

（1）障害支援区分への見直しの影響

- ①認定調査における行動障害の評価の変更
「現在の環境で行動上の障害が現れたかどうかに基づき判断」
→「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬などの頻度を含め判断」
- ②調査票の選択肢の変更
「大声・奇声を出す」、「突発的な行動」の2項目において、「日に頻回」が削除され、「ほぼ毎日」が最上位となる。

（2）影響度合い

障害支援区分のモデル事業と同様の調査手法で収集したデータ（平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラムおよびテキストの開発について」（独立行政法人国立のぞみの園）における調査データ）222件を分析したところ次の通り。

【現行の⑧点以上の者（124件）の評価の平均】

（現行）12.6点 → （見直し後）14.5点 [+1.9点]

※うち、現行8点～10点の者については平均 [+2.9点]

（3）見直し内容

項目については、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とする。

- | | |
|------------|------------|
| ①コミュニケーション | ⑦他人を傷つける行為 |
| ②説明の理解 | ⑧不適切な行為 |
| ③異食行動 | ⑨大声・奇声を出す |
| ④多動・行動の停止 | ⑩突発的な行動 |
| ⑤不安定な行動 | ⑪過食・反すうなど |
| ⑥自らを傷つける行為 | ⑫てんかん |

（4）その他

- ①現行の障害程度区分の認定に基づき行動援護の基準を満たすものとされた者については、別途経過措置を講ずるものとする。
- ②行動援護以外で同様に行動関連項目の基準を引用している場合についても同様の取り扱いとする。
- ③平成26年度に障害支援区分施行後の行動関連項目の基準点に関する影響度合いを確認する。

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)テキストを作成しました

研究部長 志賀 利一

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)受講者用テキストが完成しました。

本テキストは、2013年10月8日から10日に実施した、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))の内容について、「強度行動障害者支援初任者養成研修プログラムおよびテキストの開発について(平成25年度障害者総合福祉推進事業)」研究検討委員会ならびにプログラム作成委員により再検討を経て作成したものです。また、平成26年度より実施予定の「実践研修」の内容との調整も行いました。

テキストの構成は、下記の「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム」に沿った内容を本編としてまとめました。また、開催する都道府県により異なると想定される実践報告や講義(強度行動障害と医療、制度など)については、指導者研修の内容を資料編としてまとめました。

A4カラー版で189ページのテキストです。指導者研修の受講者、都道府県の同研修担当者並びに発達障害者支援センターにはすでに配布させていただきました。また、近々に、のぞみの園のHPにPDF版をアップロードいたします。

次年度以降については、のぞみの園において有償刊行物として配布する予定です。各地域で研修会を実施する際には、お問い合わせ下さい。



強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム

科目名	時間数	内 容	
I 講義	6		
1. 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害/自閉症/精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応
		②強度行動障害と医療	強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携
2. 強度行動障害に関する制度および支援技術の基礎的な知識	3.5	③強度行動障害と制度	自立支援給付と行動障害/他 (例) 障害支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
		④構造化	構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイデア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント票と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
		⑥虐待防止と身体拘束	虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
II 演習	6		
1. 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは
2. 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議/まとめ
3. 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する冰山モデル グループ討議/まとめ
合 計	12		

精神科病院に社会的入院をしていた知的障害者の受け入れと支援

生活支援部長 根岸 隆

当法人における「精神科病院に社会的入院をしていた知的障害者の受け入れと支援」における取り組み状況につきましては、ニュースレター第38号でもお伝えしましたが、あらためてご紹介いたします。

第3期中期目標において、「著しい行動障害などを有する者や精神科病院に社会的に入院などを行っている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援に取り組むこと」が、掲げられています。

これまでの受け入れ実績は、平成22年3月に受入れたAさんから、平成24年1月にBさん、平成25年2月にCさん、平成25年7月にDさん、平成26年3月にEさんの5人を受け入れています。なお、AさんとBさんにおいては、福祉と医療の連携による支援の結果、著しい行動の改善が見られ退所し、それぞれの出身県の施設に移行しました。（精神科病院に社会的入院をしていた知的障害者の受入実績 参照）

これまで受け入れた5つの事例においても、概ね知的障害と広汎性発達障害および精神疾患などを併せもち、著しい行動障害を起因として、家庭や障害者支援施設、ケアホームなどでの生活が困難となり、精神科病院に入退院を繰り返し、急性期の治療の終了後もこれまでの行動特性から、退院先の受け入れが困難となり社会的入院をしていた事例となります。

入所にあたっては、援護の実施者、相談支援事業所、障害者支援施設など、また保護者や精神科病院からの情報を踏まえ、これらの関係者を交えた合同支援会議や事前のアセスメ

ントから支援の見通しを立てて自閉症者への構造化した支援を提供する特別支援寮（あじさい寮、かわせみ寮）での受け入れを行っています。

入所後の支援については、あらためてアセスメントを実施しつつ個別支援計画を作成するとともに、支援課題についての対応および方針に沿った支援内容を設定し、支援を行っています。

○アセスメント

アセスメントは、必要な情報を収集し支援計画に繋げるものでありとても重要です。「何が得意で何が苦手か」「何が好きで何が嫌いか」「どんな時に不安になるのか」「どんな時に戸惑うのか」「コミュニケーションの手段は何か」など、一人ひとりについての理解が大切です。

特別支援寮においては、「あじさい寮かわせみ寮ワークシート」というアセスメントシートを活用し、支援者一人ひとりが記入することによって、その人の特徴や行動特性を明らかにすることによって支援者間での共通認識を醸成しています。日々の支援にあたりながら、「よく見る、よく知る」という視点においてのインフォーマルなアセスメントは、日常的に支援者が実行できるアセスメントであり、調査票や記録から得られた情報などのフォーマルなアセスメントの理解を促す効果的なものと言えます。

その他、「ABC分析」（問題行動の前後に何が起きていた

精神科病院に社会的入院をしていた知的障害者の受入実績

平成26年3月31日現在

No.	入所者	性別	出身県	入所日	退所日	入所期間	移行先
1	A	女	A県	22年3月	24年5月	2年3か月	出身県施設
2	B	女	B県	24年1月	25年7月	1年7ヶ月	出身県施設
3	C	男	C県	25年2月	未 定	1年2か月	未 定
4	D	男	D県	25年7月	未 定	0年8ヶ月	未 定
5	E	女	E県	26年3月	未 定	0年1か月	未 定

かを逸話的に記入する記録方法)や「散布図」(1日の時間の流れにおけるデータの収集)による客観的で科学的なアセスメントを支援の基本としています。

○支援内容

TEACCH プログラムの手法や視覚的な支援を用いた以下の4つの基本的な支援において、一人ひとりの行動特性などに配慮した支援を検討し、実践に繋げています。

①居住環境および生活空間の構造化

作業場所と居住場所の明確な分離を行いつつ、作業場所や食堂では、視覚的な余分な刺激を排除する工夫として、窓の目隠しシートやパーテーションを設置しています。また、居住の場においては、混乱やトラブルの防止としてそれぞれの生活動線の整理や色や文字および写真を使用し、物の置く位置を伝えるなどの支援を行っています。

②日中活動の構築

主な日中活動の場として、生活寮から徒歩7分程度の場所にある空き寮を活用した「すまいる工房」を設けて、居住の場と日中活動の場を明確に分離し日中活動の環境を整えています。主な活動内容は、DVDのクリーニング作業(シール剥がし)を提供し、課題を分析し一人ひとりに適した内容とし、意欲の向上を図るため、その人に合った報酬を設定しています。

③余暇活動

(自立課題の取り組みにおける時間の使い方)

重度の知的障害で行動上の問題を抱える人への余暇活動の支援として、自立課題(障害のある人が最初から終わりまで可能な限り自分一人で完了できるよう設計された課題)を活用し、余暇時間に何をして過ごすのかをわかりやすく具体的な活動を提供しています。自立課題は、アセスメントからできることを一人ひとりに合わせるとともにその人の達成状況に合わせて作り直しています。

④スケジュールの提示

一日の流れや先の予定が見通せず、次に何があるのかわからないことで混乱する人には、絵カードや文字カードなどのその人に合わせた形で予定の提示方法で行っています。「次に何があるのか」「次の活動に付き添う支援員は誰なのか」などの視覚的スケジュールを理解することにより

先の見通しが立ち、安定した生活に繋がります。

このように4つの基本的な支援において、一日の生活リズムを整えるとともに、その人に合わせた日中活動を提供し、スケジュール提示においても、時間の理解や行為の理解などに合わせた視覚的な情報を有効活用し、朝昼夕の食事時間、日中活動の始まりと終わりの時間、入浴時間、余暇時間での自立課題の提供を含めて、本人が一日の見通しが立つ生活を送ることで問題行動の軽減に繋がっています。

支援経過や支援結果については、定期的な法人内の支援会議や前述の合同支援会議において検証や確認を行いつつ、今後の課題や移行先などについて検討し、目標を達成するべくPDCAサイクルによる支援を行っています。

また、特別支援寮での生活支援や日中活動支援に加え、当法人の診療部での定期的な精神科受診や服薬調整および心理検査などを踏まえながら、情報共有を図りつつ福祉と医療の連携において支援の提供を行っているところが大きな特色となります。

今後の取り組みとして、平成25年度からの当法人による強度行動障害支援者養成研修に合わせて、当法人のフィールドを活用して知的障害者施設の若手職員などを対象とした研修も予定しています。また、これからもいくつもの事例を積み上げていき厚生労働省へ政策の提案ができればと考えています。

「あきらめない支援」を増刷しました

他の利用者の些細な振る舞いが気に入らず突き飛ばしてしまう
興味のあるゴミを見つけると車が通っていても、拾いに行こうとしてしまう
調味料や洗剤を飲み干してしまう
このような行動が頻繁に見られる利用者
に、快適な生活を保障するためには・・・。



あきらめない支援

行動問題をかける利用者に対する
入所施設における実践事例集

1,000円 (消費税・送料込み)

数年にわたる取り組みの中での驚き・喜び・成果が生まれない焦りなど、多くの物語をたくさん詰めた1冊となっております。

快適な生活を送れる知的障害者がたくさんいることを、私たちは信じています。

Aさんの異食がなくなるまで ～あきらめない支援より～

生活支援部生活支援課かわせみ寮副寮長 伊豆山 澄男

(1) はじめに

今回紹介する事例は当法人刊行冊子「あきらめない支援」に記載されている中で最も支援困難とされた事例ですが、その後の継続的なアセスメントと実践のアプローチにより問題行動（排泄物の異食）が消失したものです。

(2) 事例の概要

重度の知的障害であるAさんは、幼少期より著しい多動や自傷、異食行為を併発し、常に支援員の見守りを必要としていました。向精神薬の服用も一定の効果を認めず、日常生活での各場面における行動が問題となっていました。

成人となった現在でも、日常生活の各場面で問題となる行動として、異食行為、他傷行為、自傷行為、他利用者の食事を取って飲食してしまう、物の位置へのこだわりがあげられます。特に異食行為に関する対象物は様々であり、煙草の吸殻、シャンプー、歯磨き粉、固形石鹸、木の実、特に自分の排泄物の異食については月に5回程度の頻度で確認されました。物の位置へのこだわりにおいては、自他に関係なく移動することが、他利用者とトラブルを引き起こす原因になっていました。施設生活の中において、その他何らかの理由でストレスを感じた際には、他利用者への頭突きが頻回に見られました。

(3) 4つの基本戦略

次の4つの基本戦略を軸に、Aさんに対する支援計画を立案し支援に取り組みました。

- ①居住環境の構造化：居住の場における混乱防止のための応急措置
- ②日中活動：居住の場から離れ、安定した活動を行い、自尊心を高める
- ③自立課題：居住の場における余暇対策としての自立課題の



設置

- ④スケジュール：見通しを持ち安定した生活を送るためのスケジュールの設置

(4) 支援の取り組み

支援の取り組み①：居住環境の構造化＝生活環境の調整、こだわりへの対応

Aさんが持つ靴収納位置へのこだわりは、他利用者とのトラブルを引き起こす要因となっていました。そのため、各利用者の色を決め、同時に顔や名前の写真を貼り、使用しない下駄箱には蓋をするなど、視覚的にわかりやすく伝える工夫を行いました。また、この支援を経て色を手がかりとする視覚的なアプローチが可能であったため、他の生活場面（歯磨きとコップの色分け）にも応用、導入しました。食事場面では他の人の飲食物を取って食べてしまうため、自分の食事に集中できるようパーテーションで空間を仕切りました。また昼夜を問わず、玄関やトイレなど、共有エリアにあるスイッチの点灯、消灯を繰り返す行為があるため、こだわり行動を制限する目的として電気のスイッチにカバーを取り付けました。



支援の取り組み②：日中活動の構築＝新しい日中活動、作業場所の構造化

これまでは園内の散歩や焼却炉までのゴミ捨てなど、集団

による軽い運動を中心とした活動を行っていましたが、Aさんのこだわり行動の中には十分に作業活動に結び付くと思われる行動（靴並べ、ジャンパー並べ）が見られたため、その行動の特徴を生かした日中活動を模索したところ、提げ手積み作業（モチーナ）を行うこととなりました。補助具を作成することにより作業工程を「並べる」と「積む」の2つに分け、定着後に一連の作業へと変化をさせました。日中活動の確立は、毎回、その場に行けば決まった作業がある状態を作り出し、その安定した活動はAさんに見通しと安心感をもたらしました。

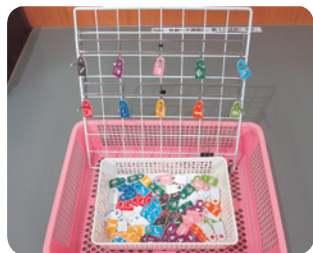
また、当初の作業場所にはAさんの興味を引く物があり、様々な物の位置を気にすることが頻繁に見られたため作業に集中できませんでした。周囲の余分な物が見えないようパーテーションを配置することにより、より個別化された作業環境の提供を目指しました。



支援の取り組み③：自立課題＝時間の使い方

排泄物の異食行動を行った時間を把握するため、比較的多くなる時間帯を記録し、その前後の時間に自立課題作業を行うことにしました。異食は朝食前後および昼食後に多く記録されましたが、寮内の役割である食堂の椅子降ろしは他利用者に行われてしまう、洗濯物たたみは日によって量が異なるという活動の機会や内容が不安定であるという問題に直面したため、周囲の状況に左右されない活動として自立課題を行うことにしました。また、自立課題の提供方法については、支援員の対応の統一について下記の3点を確認しました。

- 自立課題の提供数を決める
- 自立課題は起床後および毎食前後に必ず行う
- 決められた場所から課題を持って行き、終了したら元の場所に戻す



支援の取り組み④：スケジュール＝活動の見通しを持つ

朝食後の日中活動の時間前になると職員室のドアを蹴り、次の活動を催促するような行動が見られましたが、その行動の背景が活動の中身を知りたいためなのか、早く活動に参加したいためなのか分からない状態であったため、アセスメントの一環として次の活動を視覚的に伝えることとしました。現物提示や絵、写真のカードを組み合わせ、その日の午前と午後の活動を、それぞれ朝食後、昼食後に繰り返し伝えることで、ドアを蹴る行動は徐々に減少しました



支援の取り組み⑤：活動の保障＝作業活動の代替活動を設ける

天候などの様々な都合により作業活動へ出られない日の代替活動として、活動を居住場所で行うこととしました。毎日行う作業活動と同等の時間が過ごせるよう自立課題を用意しました。自立課題棚の最下段にはお茶カードが用意されており、終了後には大好きなお茶を飲み、見通しを持つとともにモチベーションを高めることが居住場所での活動の意欲に繋がっています。





支援の取り組み⑥：強化子＝ワークシステムの最後に報酬を設ける

Aさんは缶コーヒーが好きなことから、缶コーヒーを報酬とする方法でのアプローチを導入しました。缶コーヒーと交換ができるコーヒーバックを片手に日中活動へ出かけて行くことが日課となり、作業活動が終了し帰寮すると、コーヒーバックと楽しみにしていた缶コーヒーを交換します。また、週末の活動後にはお茶と決め、活動後にお茶と交換します。Aさんは曜日の理解はありませんが、このバックにより平日（日中活動のある日＝缶コーヒー）と週末（日中活動のない日＝お茶）を区別しています。

（5）Aさんの支援の振り返り

～行動には意味や目的がある～

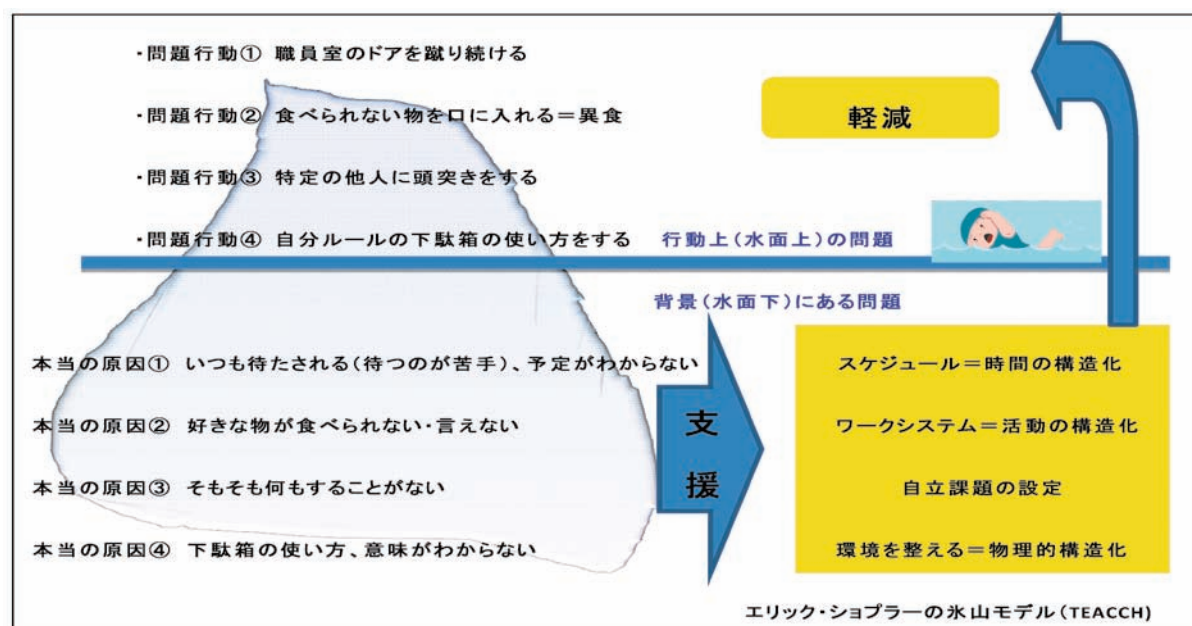
行動障害のある人がその場に相应しくない行動をしたり、

社会的に認めがたい行為をした場合、一般的にその行動に対して注意をしたり、その場に相应しい行動をとるように促す場面がケースによっては多々見られます。その場では落ち着いたかのように見え、その注意を理解したかのような行動に見える時がありますが、はたして理解してくれたのでしょうか。多くの人は再びその場に相应しくない行動をとり、制止や注意をされればされるほど、その行動が強化され激しくなるケースもあります。行動には意味があり、目的があります。その行動は戸惑いや不安の感情、あるいは要望や要求が含まれている表出コミュニケーションでもあります。従ってその行動の背景や動機を理解することで行動障害の軽減を図り、その場に相应しい行動ができるように支援することが可能です。Aさんの問題行動の背景や動機、行動障害の軽減について、TEACCHの氷山モデルにより簡潔に整理すると次の図のようになります。

（6）おわりに

当初、問題行動の解決が困難であると思われた異食が現在は消失し、2年半が経過しています。やまない異食がありながらも冷静に事例を見据え、継続的なアセスメントを行いながら、支援を一つ一つ地道に工夫、追加した実践により問題行動が消失した事例です。

あきらめない支援とは、冷静かつ継続的なアセスメントによる地道な支援の取り組みであることを、改めてこの事例より学ぶことができました。



のぞみの園福祉セミナー 2014

～福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて～
Part 6 「相談支援の役割」～地域の実践から今後を考える～を開催しました。

地域支援部社会生活支援課長 小林 隆裕

平成 26 年 2 月 20 日（木）～ 21 日（金）に高崎シティーギャラリーコアホールにおいて、のぞみの園福祉セミナー 2014 が開催されました。

また、今回は「相談支援の役割」をテーマとしてセミナーを開催しました。



〈1 日目の概要〉

1 日目は、当法人の遠藤理事長の主催者挨拶の後、九州大学大学院法学研究院教授の土井政和氏の講演から始まりました。

講演 「福祉に期待すること」

土井氏による「福祉に期待すること」と題した講演が行われました。土井氏は行刑に関し、社会的援助をキーワードに、矯正施設内で完結する被収容者の人格変容を目指す処遇ではなく、社会復帰をすることを視野に生活関係の再建を目指した更生保護との一貫した社会的援助を軸とした処遇であるべきことを問題提起している方です。



講演では刑事司法における社会的援助（福祉の支援）の歴史に触れ、その理論的根拠を明らかにしつつ自由刑における弊害の除去が必要であり、その責任は国にあるとしています。そして、この間行われてきた刑務所などにおける社会福祉士などの配置について、画期的変化であり大きな進歩であるとしています。

また、出所後の更生保護に関しては地域生活定着支援センターの新設により知的障害者や高齢受刑者に対する特別調整が行われ、最近ではいわゆる出口から入口支援として、「被疑者、被告人段階への拡大が行われていること。」「保護観察における補導援助の役割が後退し、指導監督の相対的な強化のおそれがあること。」を指摘しています。これらの中では、再犯の防止が社会的援助かという目的衝突があり、再度、理念の確認と福祉制度改革の必要性があることを指摘していました。

また刑事司法は今、福祉連携型に軸が置かれ、連携の必要性が強まる時に、福祉が再犯防止を追求しなければならなくなる問題性を指摘しています。それは、「福祉が再犯防止を背負われるものとなり、監視的役割を担うことになる。その時は司法

の下請けとして機能しかねず、福祉の信頼が失われる危険性があり、福祉の本質を変えてしまうものになりかねない。」としています。土井氏は、本来、福祉は生活を担うものであり、権利保障を追求すべきとしています。加えて独立性の確保が必要であることを訴えています。司法の側としても孤立化を打破する必要があることを指摘しながらも、福祉においては基軸を抑えて本人支援に当たってもらうことが私の願いであると締めくくっています。

シンポジウム 「相談支援の役割と連携」 ～地域はこの人達をどう受けとめるのか～

次に弁護士・地域生活定着支援センター・障害者生活支援センター・福祉施設とそれぞれ立場の異なる方々により「相談支援の役割と連携」～地域はこの人達をどう受けとめるのか～と題したシンポジウムが行われました。

初めに昨年のぞみの園で行った「相談支援事業所における矯正施設退所者への支援の調査・研究結果」を話題提供し、続いてそれぞれの立場から地域での生活における支援について報告がされました。



また、厚労省の担当専門官よりコメントを加えつつ、会場からは質問を受ける形でシンポジウムは進行されました。会場からの質問では、「連携を行うサービス事業所の見つけ方」また、情報共有が重要とされる中での「罪名の取り扱い」、「事業所の責任問題」など困っていることや、心配されることなどが中心に話され、それぞれの登壇者より考え方が示されました。

最後にコーディネーターより「地域での支援をどのように作っていくかが大きな課題であるが、そこには資源がまだまだ少ない現状である。また、連携やネットワークづくりは必須の条件になるが、支援する側は何より本人を理解することが必要である。さらに、相談支援のあり方としてはシステマチックにすることと、地域の中でトラブルになった際には難しく考えることなく弁護士と繋がるのが大事である。ネットワークの必要性が皆さんから語られてきているが、そのネットワークが強固になりすぎる。まったくの隙が無い状態となってしまうと本人が逃げ出したくなるのでは。」とまとめました。

〈2日目の概要〉

講演 「社会的援助と福祉への期待」

「社会的援助と福祉への期待」と題して、福島大学大学院教授の生島浩氏より講演が行われました。生島氏は保護観察官という非行や犯罪臨床の経験を持つ立場から刑事司法と福祉について話されました。

刑事司法と福祉の連携は児童福祉法と少年法における交錯と連携を皮切りに話は展開し、医療観察法における多職種連携がシステム化されたことを評価し、また、刑事司法・矯正保護と福祉の協働が始まってはいるものの、非行や犯罪そのものが「社会的な障害」としては認知されていない。また、「保護観察としては権力を背景に本人にアプローチを行うが、そこを治療的アプローチに変化させていくことが必要である。」としています。

そして、司法の側から見た福祉臨床については長所基盤モデルでありながらも全国一律の刑事政策と異なり、地域社会次第のところがあり、再犯防止が優先することへの拒絶感があることを指摘しています。また、司法同様に社会資源が投入されていることへの説明責任があるとし、加えてこの間の刑事政策と福祉の協働の中から、限界やジレンマ、相克がハッキリとしてきていることを指摘し、福祉は社会的弱者の権利保護、擁護であり、刑事政策はあくまで加害者への自由制限を伴う刑罰・処遇であるとしています。しかしながら社会的障害から対象者への支援は不可欠であり、リスクマネジメントできる福祉プログラムの展開が必要だとしています。そこでは多機関、多職種連携をキーワードに接続あるいは、重層構造の中で福祉システムをハードウェアとし、保護観察がソフトウェアとなり、精神医療をアプリとするような取り組みが必要と述べています。そして、更生保護支援専門官（仮称）の新設が課題であるとして、医療観察制度の社会復帰調整官をモデルとして社会福祉士などの専門性を持つ職務を保護観察所に新設すべきだとしています。

最後に福祉と司法の連携による評価について触れ、現在、法務省が試行的に行っている再犯抑止の効果測定を行わねばならないことを述べ、システムとしての継続性が必要であるとししました。

実践報告

「地域の実践事例から考える」～相談支援の底力～

続いて、実践報告「地域の実践事例から考える」～相談支援の底力～では3人の相談支援専門員から事例を含めた報告をいただき、コーディネーターが取りまとめるというものでした。

報告をいただいた3人とも、地域生活定着支援センター事業が始まる前から触法障害者と出会い、関わり続けてきています。3人からは「相談支援の基本を大事にしつつ、本人中心で多くの関係機関の人や専門家達とつながる必要がある」「触法障害者だからといって特別な支援をしている訳ではない」「支援者があきらめない覚悟で支援を継続することが必要」「再犯を恐れるあ

まり本人のニーズを置き去りにしたことが逮捕につながってしまった」「本人を理解してもらうために地域にサポートブックを配った」「自立支援協議会の中で触法の部会を作った」「自らが動くことによって支援の輪が広がっている」などの報告がありました。

また、コーディネーターからは、本人のニーズの引き出し方、司法が関わることについてなど、質問が投げかけられ、それぞれの登壇者から考え方が語られました。



最後に、閉会の挨拶として当法人の中川理事より、「今回のセミナーで相談支援に焦点を当てた事はこの人たちが地域の中で暮らすという事であり、そのことを踏まえた連携のあり方というものについて考える必要があった。司法との連携において福祉は独自性を持たなければならないし、自律していかなければならない。今回のセミナーを機会に連携のあり方やそれぞれの置かれた立場を大事にして行けたら。」と挨拶が行われ、2日間の日程を終了しました。

このテーマでのセミナーの開催は今回で6回目ですが、大雪に見舞われた足下の悪い中、多数の参加があり、関心の高い内容であることを改めて認識しました。当法人においても引き続きこの事業に取り組んでまいりますので、関係省庁および各方面の方々のご協力の程よろしくお願い申し上げます。また、今回ご講演や実践報告などをお願いした皆さまにはご多忙のところ早く引き受けていただき、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて』発売中

- なぜ罪を犯した人を支援する必要があるのか
- どのような体制で支援をしていくのか
- 知的障害者の障害特性と犯罪に至る背景要因とは
- 地域移行へ向けた支援の計画作成と支援技術とは

当テキストは、このような疑問に答え、矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする知的障害者等の支援の方法を提案し、それにより支援の質の向上を目指すことを目的として、われわれの実践を基に作成しました。

このテキストが、実際に支援に携わっている方々、またこれから矯正施設を退所した人の支援を行おうとしている方々のお力になることを願っています。



価格 1,000 円
(消費税・送料込)

目次

- 第1部 事業の意義
 - I. 事業の意義
 - II. 支援体制の構築
- 第2部 犯罪との関わり
 - I. 知的障害者の特性
 - II. 犯罪に至る要因
- 第3部 地域生活を目指した個別支援計画の作成と具体的支援技術
 - I. 個別支援計画の立案
 - II. 具体的支援技術
- 第4部 これだけは知っておきたい制度
 - I. 刑事司法手続き
 - II. 更生保護の制度
 - III. 刑事政策と福祉の連携による矯正施設を退所した知的障害者への支援

お問い合わせ／お申し込み 研究部研究課研究係
TEL.027-320-1445 FAX.027-320-1391

「障害者虐待防止を考える研究セミナー」を開催しました

研究部研究課研究員 相馬 大祐

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法から 1 年半が過ぎ、その関心がますます高まる中、定員 100 人を超す方にご参加いただき、会場は熱気に包まれていました。去る 2 月 25 日に平成 25 年度より当法人が受けている厚生労働科学研究費補助金「障害者虐待防止と養護者・被虐待障害者の支援のあり方に関する研究」の一環として、研究セミナーを開催いたしました。本セミナーの目的は、障害者虐待防止に関する調査研究、実践から、現時点の効果と課題について考え、今後の方向性について議論することです。そのため、本セミナーは当法人が実施した調査研究の報告、自治体と相談支援事業所の実践報告、行政システム、養護者・家族、法律といった専門家によるシンポジウムを実施しました。当法人が実施した調査研究については、本号および前号のニュースレターにて報告しています。そこで、ここでは実践報告とシンポジウムの内容について紹介します。



■高齢者虐待対応から障害者虐待対応の仕組みを考える 渡邊 一郎 氏（足立区役所中部福祉事務所）

対象は異なりますが、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法は障害者虐待防止法以前から施行されており、そのノウハウや課題から学ぶことができるのは、とても大きなメリットです。そこで、足立区の渡邊氏には自治体の立場から高齢者虐待、特に養護者虐待の対応に関する実践報告をお願いしました。



渡邊氏からは主に①高齢者虐待の 4 つのパターン、②高齢者虐待への対応から見えてきた課題、③虐待対応における行政の役割についてお話いただきました。なかでも、高齢者虐待への対応から見えてきた課題は障害者虐待への対応と通じるものがあるのではないかと考えたので、紹介します。1 つ目の課題は、虐待者に対してイエローカード（虐待の警告）を誰が切るかということです。時に虐待防止法の紹介が家族への宣戦布告になる場合もあるということで、チーム内での役割分担が重要であるということでした。2 つ目の課題は、虐待が疑われる場合の見守りの対応についてです。見守りという対応は最も高度な対応であり、虐待に関連した小さな事実や情報を確認して集めるための観察ポイントや限界点を具体的に決め、限界を超えた場合の介入の手順を決めておくことが必要であると指摘されていました。3 つ目の課題は家族の分離は外科手術的であるということです。高齢者本人にとって、急激な生活環境の変化になり、介護者にとってはそれまでの介護の全面的な否定になります。そして、分離後の高齢者へのケア、養護者家族のケアを誰がどのように対応するか検討する必要があるということでした。また、「虐待対応の習熟はできるだけ多くの事例の集積と整理からしか生まれない」という言葉は障害者虐待防止法より先行して行われている分野からの声として、私たちは大いに参考にする必要があると思います。

■相談支援の立場から感じること

野崎 貴詞 氏（障がい者相談支援事業ゆんたく）

障害者虐待防止センターは市区町村が直営で実施する場合と委託で実施する場合があります。野崎氏には、障害者虐待防止センターの委託を受けている相談支援事業所の立場から、現在の障害者虐待防止の実態、実際にどのようなことが起きていて、対応する職員がどのようなことを考えているのかについてお話いただきました。



野崎氏は実際に支援した事例について、養護者、障害者福祉施設等従事者、使用者による虐待ごとにその特徴や課題について指摘していただきました。例えば、養護者虐待

の対応からは、地域包括支援センター職員から障害者虐待は虐待者、被虐待者双方に支援が必要であり、高齢者虐待に比べて複雑であること、そのため、家族、世帯単位で支援しなければいけないこと、渡邊氏による高齢者虐待の課題でも指摘されていたように、家族を分離することには分離前後の対応が非常に大変であることなどがあげられていました。このような養護者虐待について、「虐待をしてしまう困った人」ではなく「虐待をしてしまうほど困った人」かもしれないという指摘は虐待者、被虐待者双方の支援の必要性を的確に表現していると感じました。

また、虐待防止センターとしての対応としての課題についても指摘していただきました。まず、通報についてです。報道されている虐待だけが虐待と誤解されており、通報すべき「虐待と思われること」はたくさんあるにも関わらず、通報につながらないのが現状であり、虐待防止センターの力量の問題でもあると話していました。また、野崎氏の虐待防止センターでは、虐待の予防と啓発のため、すべての通報に対し事実確認調査を実施しているということでした。障害者虐待防止法は施行後1年半と短いため、野崎氏のような障害者虐待の多くの事例を対応した習熟度の高い方の話は貴重であり、リアルな現状をご報告いただきました。

■施行後1年のいま 障害者虐待防止の実態と課題と今後について（シンポジウム）

最後にシンポジウムの内容について、簡単に紹介します。

○地方自治体の支援体制の課題

大塚 晃 氏（上智大学）

- ◆虐待については、防止、介入、事後対応の3つの場面があり、都道府県を含め、市区町村はこの3つを意識して支援体制を構築する必要がある。
- ◆防止または予防については、地域の支援体制（ネットワーク）にとっても影響を受ける。地域の支援体制があれば、当然虐待にも活かせる。本末転倒の議論になってはいけない。
- ◆養護者の虐待はソーシャルワーク、施設などの虐待はマネジメントがキーワードになる。それぞれの専門性をどのように発揮するかにかかっている。

○行動障害と虐待

井上 雅彦 氏（鳥取大学大学院）

- ◆養護者虐待の場合、行動障害のある被虐待者は約27%。障害者福祉施設従事者等虐待の場合は22%。
- ◆抑制的な対応には悪循環がある。支援者や養護者が行動障害のある本人に叱責をすることで一時的に本人は支援者や養護者の指示を聞くが、その叱責に本人が慣れると効果が無くなってしまふ。そのため、支援者や養護者は

より強い叱責を行い、またそれに本人が慣れ、さらに強い叱責をしなければいけないことになる。

- ◆予防のためには、養護者に対しては養護者の障害について支援者が気づくことや早期に社会資源を利用していくようなペアレントトレーニング、障害者福祉施設等従事者に対しては専門職への研修が必要になる。

○法律とその運用における課題

佐藤 彰一 氏（國學院大学法科大学院）

- ◆全体的に見ると、養護者虐待については虐待防止法の仕組みがある程度機能している。しかし、施設、特に入所施設における虐待は別の仕組みが必要。
- ◆虐待防止センターの職員の対応にばらつきがあり、養護者虐待に対する支援について、市区町村にノウハウがない。各市区町村、専門職の間で工夫する必要がある。
- ◆市区町村が犯罪に係る案件を抱え込んでいる場合がある。警察も犯罪だが、障害者虐待なので、市区町村に通報してくるといったことがみられる。市区町村と警察の職務分担ができていない地域が存在している。

○虐待防止専門官の立場から

曾根 直樹 氏（厚生労働省）

- ◆障害者福祉施設従事者等虐待では、通報義務が正しく理解していないと考えている。職員、サービス管理責任者、管理者、それぞれに通報義務がある。職員からサービス管理責任者、管理者へと相談する流れで、虐待防止センターに通報せず、自施設で解決してしまう対応は法律違反になる。
- ◆管理者自らが虐待する場合、職員が虐待し、管理者が適切に指導できない場合、管理者と職員双方が虐待する場合の3つで深刻な虐待に発展する。職員の研修も必要だが、より必要なのは管理者への研修になる。
- ◆虐待を発見したらなるべく早く外部の人を入れて、解決するというのが事業所にとっては良い道であるということを理解してもらいたい。そして、虐待のあった事業所を孤立させないというのが1番大切だと思う。



《発達障害のお子さんへの支援》 障害児通所支援センター「れいんぼ〜」開設から1年

診療部療育支援課療育支援係長 星野 亜希子

平成25年4月にれいんぼ〜を開設して1年が経過しました。現在、児童発達支援32人、放課後などデイサービス33人の方が利用しています。

◎児童発達支援

児童発達支援は親子通園の『きらきら☆』グループと単独療育の『にこにこ☆』グループがあります。

親子通園の『きらきら☆』は、早期療育として主に2歳児を対象としたクラスになっています。早期療育が大切であるとされていますが、実際に2歳で発達の偏りを見つけたり、診断を受けるということはまだ少なく、開設当初は利用するおさまは少ない状況が続きました。昨年秋頃から徐々に増え始め現在は定員を満すまでになりました。そこで見てきたことは、早期に発見し診断を受けたことによる保護者の不安や焦り、苦悩でした。「診断を受けたけれどこの先、どうしたらよいのか?」「子どもの人生はどうなるのか?」「今の状態は治るのか…」、一方で「この子は何かが違う」と感じつつも、相談機関などで「様子を見ましょう」と言われてきた方も少なくなく、れいんぼ〜を利用するにあたっての診察で当法人の精神科医師より診断を告知され、「やっと理解してくれる場所に巡り合えた」と安心される方もいました。『きらきら☆』はおさまや保護者の方にとって初めての療育の場となるため、まずは子どもにとって楽しい場所であるとともに保護者の方の不安や悩みを受け止め、安心できる場所であることを目指しました。おさまたちは、れいんぼ〜の提供するプログラムに徐々に慣れ、最初は泣きながら参加していた子も笑顔が増え、一步一步成長が見られるようになりました。保護者の方々は保護者同士のネットワークを深め、互いに支えあう様子が見られるようになりました。

また、親子通園ならではの成果として、子どもの様子を保護者が客観的に見ることができたり、勉強会ではその時に気になっていることをタイムリーに話題として取り上げることができました。

単独通園の『にこにこ☆』は、3歳から就学までのおさまが通っています。幼稚園や保育園と併用している方が

多く、すでに他の療育機関を経過している方も少なくありません。れいんぼ〜では集団の中で適応して活動できることが目標となるおさまが多く、見通しが持てる工夫（スケジュール提示など）をしたり、刺激の少ない環境を設定したり、友だち関係を築くことなどを支援しています。

絵や写真を使ったスケジュールは場面の切り替えや活動場所への移動をスムーズにする効果があります。また、「トイレに行こう」「お片付けしよう」「勉強の時間だよ」という言葉がけもカードを見せながら伝えることで、理解が早くなります。

れいんぼ〜を利用して間もなくの頃は、まだ遊びたくて片付けられなかったおさまも、部屋を移動するだけで不安になり泣いていたおさまも、見通しが持てることでとても落ち着いて行動できるようになりました。落ち着いてくるとスタッフとの関係を楽しんだり、友だちに興味を示したり対人関係にも広がりが見られるようになりました。



『にこにこ☆』での集団活動の様子

◎放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、さまざまな事情を抱えたおさまたちが通ってきています。お友達とうまくいかない、学習が身に付きにくい、学校に行きたくない、イライラしやすい、運動が苦手などなど、おさま一人ひとりが悩んでいます。

そのため、れいんぼ〜は安心して過ごせる居場所となることを最初の目標としました。一人一人に合わせたプログラムを用意して、楽しい時間を提供すること、ちょっとだけ頑張れる環境を用意することを心がけました。そして、

何よりスタッフが『裏切らない大人』として一人一人としっかりと向き合うことを続けてきました。

最初はとげとげしい態度だったお子さまも暗くうつむき加減だったお子さまも、マイペースで淡々としていたお子さまも今は穏やかな表情でれいんぼ〜で過ごしています。

また、社会性や対人関係についてのプログラム（SST：ソーシャルスキルトレーニング）は、れいんぼ〜の中で人気の高いプログラムとなりました。プログラムの中で学んだことを実際の活動場面で生かす姿も多くみられるようになり、お子さま同士の関係が深まり、『友だち』ができています。

さらに、当法人主催の『ふれあいフェスティバル』に向けて、卵の殻を使った大きなモザイクアートを3か月かけて共同制作しました（ニュースレター第39号（P26）に掲載）。みんなで協力し完成させた達成感を経験したことで、その後の仲間意識の強さを感じています。

◎保護者向けプログラム

保護者を対象としたプログラムとして懇談会を定期的に行い、毎回テーマに沿ったミニ学習会と保護者同士の情報交換を行いました。

ミニ学習会ではお子さまへの理解を深め、子育てのヒントとなるような内容になるようにしました。また、懇談会に参加していただいた方々がリラックスした雰囲気の中で話せるように工夫をいたしました。

保護者からの評判は概ね好評で、「子どもへの対応が変



懇談会の様子

わった」「子育てを見直す機会になる」「れいんぼ〜の保護者同士だからこそ話せる」などの感想をいただいています。

定期的な懇談会を行ったことで、保護者の方は正しい情報を必要としていること、話せる場が大切であることなどが分かりました。さらに懇談会を通して親子関係に変化が

見られる場合もあり、子どもだけへの支援ではなく保護者支援も同時に行っていくことの大切さを改めて実感いたしました。

【今年度取り上げた懇談会のテーマ一例】

児童発達支援

『ことばについて考えよう』
『生活リズムを整えよう』
『ほめるってどういうこと？』
『感覚の話』
『トイレトレーニングの話』
『着替えの工夫』など

放課後等デイサービス

『子育てについて』
『コミュニケーションのコツ』
『社会性について』
『進路・関係機関について』
『大事な感覚・運動の話』
『家庭でできる一工夫』など

◎今後に向けて

平成26年度に特に重点的に取り組んでいきたいことが2つあります。

1つ目はプログラムの充実です。療育機関としてはまだまだこれから実践を積む段階にありますが、子どもの時間は待つはくれません。試行錯誤を重ねながらより効果的な療育について日々実践を積み上げてまいりたいと思います。

2つ目は幼稚園や保育園、学校との連携です。れいんぼ〜と学校などでの支援が連携することで、お子さまにとってより良い環境を作ることができると思います。さらに家庭や学校などでの支援が充実し、子どもが困らずに生活できるようになることが目標です。今後はより一層、関係機関と積極的に連携を図っていきたいとおもいます。

【※掲載されている写真については、ご家族の承諾をいただいております。】

障害者虐待防止と擁護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究 (障害者虐待に関する事例調査の結果について)

研究部研究課研究員 大村 美保

のぞみの園では、今年度から3年間、厚生労働科学研究補助金を受けて、障害者虐待防止および擁護者・被虐待者の支援に関する研究を行っています。

前号では相談支援事業所と障害者就業・生活支援センターに対する往復はがき調査の結果について報告しました。この記事では、往復はがき調査を踏まえて実施した事例調査についてご報告します。

この調査は、往復はがき調査において虐待認知もしくは通報・届出のあった467事業所に、改めて調査票をお送りし、虐待事例について具体的にお伺いしたものです。多数の事業所にご協力いただき、全部で234事例が集まりました。

障害者虐待事例の概要

収集された234事例の概要を簡単に見ていきたいと思えます(図)。

《虐待の種類》では、擁護者による虐待が8割を超え、次いで障害者福祉施設従事者などによる虐待が9%、使用者による虐待が8%でした。往復はがき調査の、相談支援事業所における状況とほぼ同様の結果です。

《障害別》で見ると、擁護者による虐待、障害者福祉施設従事者などによる虐待、使用者による虐待のいずれも、知的障害の事例が顕著に多いという結果です。次いで精神障害の事例数が多くなっています。

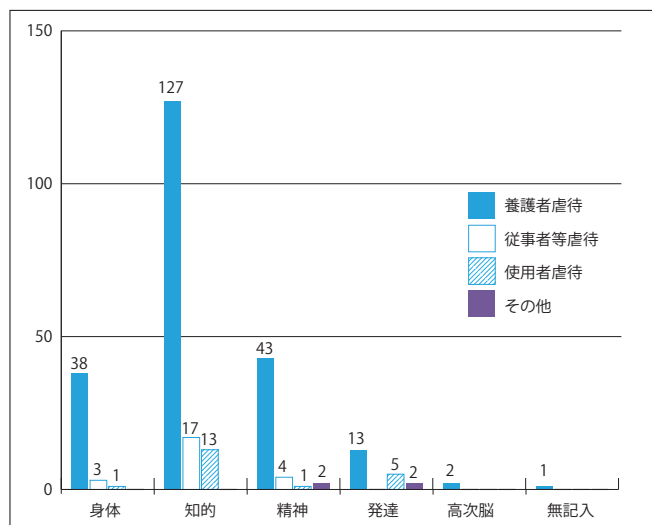


図 虐待事例の障害別内訳

図をもう一度ご覧ください。今回収集された事例では、知的障害者への擁護者による虐待が圧倒的に多いことがわかります。擁護者による虐待では、次いで精神障害者、身体障害者、発達障害者の順で続きます。また、知的障害者への障害福祉施設従事者などによる虐待、知的障害者への使用者による虐待の件数もかなり多く見られます。

障害者虐待事例から

それでは、以下に障害者虐待の特徴的な事例を見ていきます。

(1) 擁護者による障害者虐待

知的障害者で特徴的な事例の内容を紹介します。

まず、①世帯全体が脆弱なケースが相当数見られました。多人数世帯で、その中に知的障害のある人が複数いて、世帯の中でも最も弱い立場の人に対して、暴力・暴言、ネグレクト、経済的虐待が起こるものです。②一般世帯のケースでは、虐待者が「高齢の親」「主介護者となったきょうだいや父」「精神障害のある家族」である事例が多く見られたほか、明らかに搾取をすることを目的に「悪意のあるきょうだい、親族」が近づいてくる事例も見られました。また、本人の行動障害が虐待の起因となっているケースや、被虐待者が障害のある児童であり児童相談所が既に介入しているが、その一環として相談支援事業所として擁護者である親への福祉の支援を行っているというケースもありました。

精神障害者や身体障害者では、「親」「きょうだい」のほかに、「子」や「配偶者」が虐待者である事例が見られたことが知的障害者との大きな違いです。精神障害者では、本人の精神症状や行動が引き金となって虐待に至るケースや、家族の多くに精神障害(疑い含む)があり、世帯の中で弱い立場にある人に対して他害に及ぶケースも見られました。

さらに、擁護者による虐待と言ってもよいのか迷うケースとして、遠い親戚や第三者による虐待の事例も見られました。具体的には、他県の親族からの金銭要求で本人がお金を渡してしまっているケースや、母の知人男性から性的虐待を受けているというケースなどです。事例を読んだ限りではどの程度の被害か不明ですが、悪質性が高く、犯罪と

して対応することが必要かもしれません。

以上のように養護者による障害者虐待の事例を見てくると、被虐待者の障害の種類（身体、知的、精神など）、虐待者（親、きょうだい、子など）、虐待の種類・類型（身体的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクト、心理的虐待）、虐待の深刻度、緊急度には計量的に何らかの傾向がありそうです。もしその傾向を見出すことができたなら、実際の虐待事案に対する方針や支援、あるいは介入のタイミングなどに活かすことができるかもしれません。

（２）障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待

障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待では、事例は大きく分けて①グループホームやケアホームで起きる虐待、②就労支援事業所などで起きる虐待、③明らかに悪意のある法人で起きる虐待に分類されました。

①グループホームやケアホームで起きる虐待は、世話人による虐待が密室的な空間で起きるものが中心でした。グループホームなどの利用者の多くは日中活動の事業所を利用しており、そこで発見に至っていました。②就労支援事業所などで起きる虐待事例をみると、指導のエスカレートもしくは福祉サービスの知識不足によるものが中心で、管理者レベルでの虐待が多いという特徴がありました。また、③明らかに悪意のある法人での虐待とは、例えば、高齢者グループホームを運営している小規模の事業所に、住み込みでヘルパーの仕事ということで就職した障害者が、その法人の経営するケアホームと就労移行支援事業の利用料請求を受けた、というような、明らかに障害者からの搾取を目的に事業運営を行っている事例です。障害福祉サービスの圧倒的多数が善意で行われているとはいえ、こうした悪意ある法人も存在することも踏まえた監査や指導が求められるでしょう。

障害者虐待防止法施行後１年間で大きく報道された虐待は、障害者支援施設で起きた相当に深刻なケースばかりで

した。しかし、今回の事例調査では、障害者支援施設での虐待事例は把握できませんでした。これは、地域の相談支援機関では障害者支援施設での虐待をほとんどキャッチされないということを意味するでしょう。障害者支援施設で虐待を予防、発見して早期に対応するためには、新しい仕組みを検討する必要があります。

（３）使用者による障害者虐待

使用者による障害者虐待では、経済的虐待や身体的・心理的虐待の事例が見られました。具体的には、30年間住み込みで働いているが給与がなく小遣いをもらうのみで、障害年金の管理も使用者が行っており、使用者から暴力を振るわれており、本人が児童相談所に相談して発覚した事例などです。この事例のように、ジョブコーチをはじめとする職業リハビリテーションの支援が付いていない場合には、虐待の発見が難しいことが指摘できるでしょう。逆に、既に支援が付いている場合に使用者による虐待を発見したとき、支援機関としてどのように関わったらよいか悩ましい、という事例も見られました。

なお、今回の事例調査ではあまり多く把握されませんでした。平成25年6月に厚生労働省が発表した「使用者による障害者虐待の状況等」によると、使用者による虐待が認められたものの大半は、労働基準法などの労働関係法規の違反で、そのほとんどが最低賃金法関係です。従来の労働局の指導・監督の結果として把握された、労働関係法規違反が、使用者による虐待として通報・確認に至っていることが推測されます。こうした状況も踏まえて、早期発見・早期対応の体制を考える必要がありそうです。

今回ご紹介した事例調査の結果も踏まえて、去る2月25日に「障害者虐待防止を考える研究セミナー」を開催しました。P16に研究セミナーの概要について記事を掲載しましたので併せてご覧ください。

NEW

「紀要第6号」の発刊について

昨年度当法人が実施した調査研究をまとめた『紀要』第6号を発刊します。知的障害児者を対象とした福祉、医療、心理等様々な領域による調査研究をまとめた一冊です。

【目次】

調査・研究報告

- 1 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアルの作成
 - ① 65歳以上の知的障害者の状態像とサービス利用状況—市区町村実態調査の結果より—
 - ② 障害者支援施設における65歳以上の知的障害者の実態に関する研究—身体・認知機能の実態と支援上のニーズに関する実態調査から—
- 2 「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究」
 - ① 矯正施設を退所した障害者の地域生活支援—相談支援事業所に対する実態調査及び事例調査から—

- 3 地域における短期入所（ショートステイ）の利用体制の構築に関する調査について
 - ① ショートステイの利用実態に関する研究—ショートステイ事業所実態調査から—
 - ② 地域におけるショートステイの利用体制構築に関する調査・研究—単独型事業所への訪問調査・業務分析調査の結果から—
- 4 重度の知的障害児者が在宅生活を快適に過ごすために必要なサービスについてⅢ
- 5 精神科病院に入院している知的障害者の実態と医療と福祉の連携に関する研究Ⅱ
- 6 施設入所利用する前に行う面接について—矯正施設を退所した知的障害者を受け入れるにあたって—

- 7 高齢知的障害者の日中活動の充実に向けて—これまでの活動歴を振り返る—
 - 8 発達障害児の家族における不安特性の検討—家族心理教育の効果—
 - 9 重度知的障害者における車いすの導入と座位保持の有効性について—ティルトリクライニング車いすの導入とその意義—
 - 10 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究—そのまの園利用者の骨折事故と診療記録から—
- 資料
- 11 行動援護サービス提供責任者研修の企画・開催・評価



価格 700 円
(消費税、送料込)

「認知症の知的障害者のアセスメント・診断・治療および支援の手引きー」 日本語版の発刊

研究部研究課研究員 五味 洋一

のぞみの園では、高齢知的障害者の支援のあり方について考える中で、認知症の早期発見や効果的な支援方法についての研究・実践にも力を入れています。今回は、その一環として3年間をかけて翻訳に取り組んだ、英国心理学会・英国王立精神科医学会（2009）による「Dementia and People with Learning Disabilities: Guidance on the assessment, diagnosis, treatment and support of people with learning disabilities who develop dementia」についてご紹介します。

この手引きの特徴は、知的障害者の認知症有病率などの疫学データから、認知症の臨床像や診断プロセスを裏付けるアセスメントなどの医療・心理学的な知見、福祉的なケアの原則まで、認知症になった知的障害者に関する事柄を幅広くカバーしている点にあります。わが国では知的障害者の認知症に関する研究は非常に限られていますが、一方のイギリスではこのような多様な知見を持ち寄った包括的な資料が作成されていたことは大きな驚きと言えます。

以下に列挙したのは、この手引きで取り上げられている内容です。ここではいくつかの章の内容について、関連する事柄にも触れながら簡単にご紹介したいと思います。

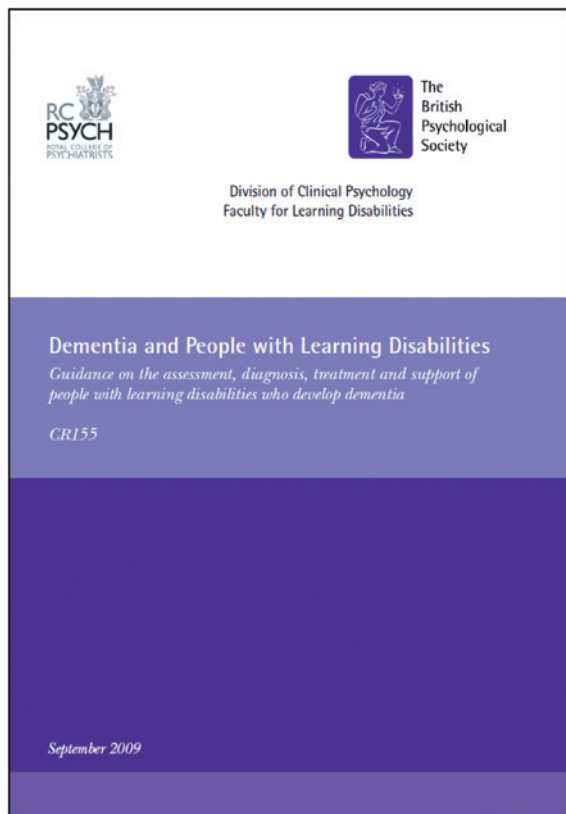
1. 背景
2. 疫学
3. ベースラインとモニタリング
4. 機能低下の原因
5. 認知症の臨床像
6. アセスメント
7. 意思決定と情報共有
8. 認知症に関連するその他の保健および臨床的問題
9. 認知症の経過についての概念的理解
10. ケアの原則
11. 環境
12. 変化するニーズの発見と介入
13. 薬物療法
14. 終末期の問題
15. 認知症のある知的障害者に有効な支援を提供するために
16. 求められる人材

知的障害者の認知症に関する疫学

現在、一般の人の認知症有病率は、65歳以上で約15%と推計されていますが（朝田、2013）、知的障害者の場合はどうでしょうか。手引きでは複数の疫学調査の結果を総合して、ダウン症の人、知的障害者、一般の人の年代別の有病率を整理しています（図1）。

有病率は国や時代によって変化しますので正確な有病率については慎重に考える必要がありますが、ダウン症の人の場合、30歳代から認知症が発症する人が増え始め、60歳代まで確実に増加するとされています。ダウン症ではない知的障害者の場合も、ダウン症の人ほどではありませんが、一般の人よりも早期に発症する傾向が示されています。

知的障害者における認知症の特徴については「4. 認知症の臨床像」でも触れられていますが、注目すべきは高齢になってからのてんかんの初発が認知症発症の指標となるという指摘です。知的障害者の認知症については診断の難



しさが大きな課題のひとつですが、手引きにはこうした診断のヒントが多数盛り込まれています。

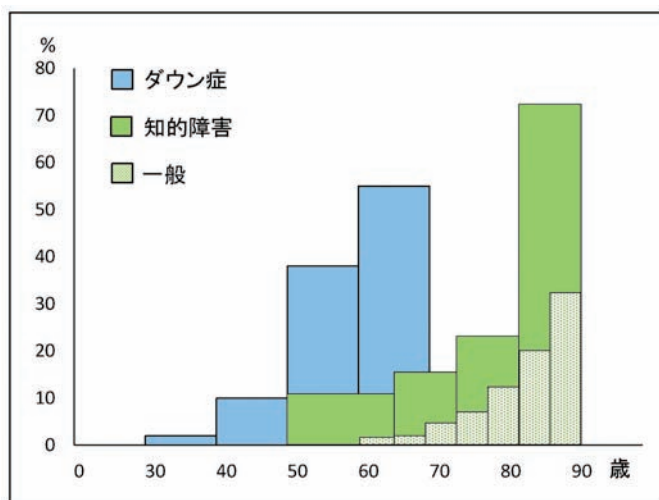


図1 ダウン症、知的障害者および一般の人における認知症有病率の比較 (手引き p.11 より)

ベースラインとは？

認知症の診断には一般的には CT や MRI などの画像診断が有用ですが、もともと脳機能の発達に障害のある知的障害者の場合、仮に画像診断で脳の萎縮が認められても、そ

れが以前からのものなのか、認知症によるものなのかという判断ができないという問題があります。

そこで重要になるのがベースラインの測定です。ベースラインとは「その人の認知機能が最も高かった時点における能力」のことを指します。手引きでは、若い頃から定期的にベースラインを測定しておくことで、認知症の兆候を早期に発見しやすくなり、認知症と似た症状との鑑別を含めた確かな診断が可能になるとしています。「6. アセスメント」では、こうしたベースラインの測定などに役立つ多数のアセスメントツールが紹介されています。

ここでご紹介した内容以外にも、手引きには全編にわたって知的障害関係施設・事業所の支援員や医療スタッフの役に立つ貴重な知識、情報がたくさん含まれていますので、ぜひ目を通していただければと思います。なお、手引きの翻訳については、無償頒布を条件に英国心理学会より許諾を得ています。日本語版手引きは、今後、当法人 10 周年記念紀要に掲載するほか、Web ページからも無料でダウンロードできるようにする予定です。

(引用文献)

朝田隆 (2013) 都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応、厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業平成 23 ～ 24 年度報告書

50歳からの支援 | 認知症になった知的障害

知的障害があっても身の回りのことは自分でできていました。しかし、50 歳を過ぎた頃からある変化が…。「そっちは自分のお部屋ではありませんよ」と言われるほど、住み慣れた家で迷う日々。時にはセーターの袖に足を入れてしまうことも。これは単なる老化でしょうか？いいえそれは**認知症**です。

本書は、認知症になった知的障害者の変化や認知症になった知的障害者と関わる中で得た支援員の「気づき」について、8 人の事例と共に紹介しています。

INDEX

- ・日本は世界2位の長寿国
- ・日本の知的障害者の寿命も延びている？
- ・知的障害者が年をとると？
- ・知的障害者が認知症？
- ・知的障害のあるなしによって認知症に罹患した場合の違いはあるの？
- ・大切なのは、支援や記録を振り返ること
- ・事例に出てくる8人の戸惑い
- ・知的障害者が認知症に罹患するまでと罹患後の変化
- ・支援のポイント
- ・変化に気づくために大切なこと



B5版・43頁／カラー両面印刷
700 円 (消費税・送料込み)

作成：国立のぞみの園認知症
ケアプロジェクトチーム

続・青少年におけるインターネット・ゲーム・スマートフォン依存 ～臨床現場からの提言～

診療部長 有賀 道生

前号では、青少年のゲーム依存について、依存形成を引き起こす背景とコミュニティーサイト利用の実態を中心に概説しました。今号では多くの人々が利用しているソーシャルネットワーキングサービス（SNS）について、青少年の利用状況、利用についての長所・短所、臨床上相談の多い問題点と今後の課題につき、述べてみたいと思います。

I. SNS とは

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことです。利用者同士が直接メッセージをやり取りでき、写真や動画などを共有してコミュニケーションを図り、新たな出会いが生まれるなど大変便利なサービスです。読者の中にもこれらのサービスを利用している人も多いことでしょう。しかし、便利な反面、出会い系サイトのような危険な側面も持ち合わせており、青少年が被害を受けている実態が多方面から寄せられています。それでは、代表的な SNS の特徴を詳しくお伝えし、実際の被害について臨床現場で経験した内容を述べさせていただきます。

II. 代表的な SNS

1. Twitter

140 字以内の「つぶやき」を投稿し、個人の近況や情報などを共有するサービスで、世界中の様々な人たちの「つぶやき」をみることができます。利用者は一般人の他に、タレント・俳優・企業・政治家など著名人も多く利用しており、著名人のつぶやきの影響力は大きく、しばしばマスメディアに取り上げられることもあります。企業は一般ユーザーの「つぶやき」を製品開発やサービス改善など役立てたりしています。また、公職選挙法が改正され、インターネットによる選挙活動が解禁となったことを機に、多くの有権者が Twitter を使用して選挙活動を行ったことは記憶に新しい



でしょう。

Twitter の利用は匿名で良いため、利用する際の抵抗が少ないのもユーザーが多い理由の 1 つでしょう。しかし、匿名性の高い SNS は、誹謗中傷が少なくないのも事実であり、場合によっては悪質な嫌がらせ、脅迫めいた内容の投稿も時々散見されます。

筆者の臨床経験上、Twitter にまつわるトラブルでは、個人名は伏せているものの、内容から特定できる誹謗中傷にあたる内容をつぶやき、それを他のユーザーが発見し拡散され、大問題に発展した事例がありました。つぶやいた本人としては、悪意はなかったというものの、相手の受け取り方次第では誤解を招きかねないことを十分に理解する必要があるでしょう。

2. Facebook

現在、世界中に 5 億人を超えるユーザーを持つ、世界最大の SNS です。Facebook の大きな特徴は実名で登録することが原則となっている点です。同僚や友人、同業者などつながることができ、近況報告や共通話題で楽しむことができます。様々なアプリがあり追加することで情報収集も速やかに行える便利さがあります。Facebook の危険性としては、個人情報を抜き取られる可能性があり、利用には注意を払って行う必要があるでしょう。



3. LINE

現在若者を中心に爆発的にユーザーが増加している SNS です。特徴はチャット形式のような「トーク」機能であり、これ

場から

が人気を呼んだ一つの理由です。誰でも閲覧できるということがなく、メール機能として利用しているユーザーも多いでしょう。しかし、利用上のトラブルも目立ち、相談も最も多いのがLINEであり、青少年の利用について様々な議論が交わされています。メディアにも取り上げられた「LINE いじめ」はその代表例であり、メッセージを読んだにも関わらず返信しないいわゆる「既読スルー」がいじめに発展する例が取り上げられたのは有名です。実際のトラブルについて、深刻な問題に発展した事例を挙げておきます。



- ① 2013年3月に、奈良県橿原（かしはら）市の女子中学生（13）が自殺。同級生は、女子生徒が読めないようにLINEのグループを設定、女生徒は「うざい」と書き込まれるなど、いじめを受けていたと見られている。
- ② 7月には、広島県呉市の山中で16歳の少女の遺体が発見され、遺体を遺棄した16歳の無職少女が逮捕された。少女は「LINEで悪口を書かれ腹が立った」と母親に話していたという。
- ③ 同月、山形県鶴岡市の中学生の野球部員が、男子生徒の服を脱がせて写真を撮り、LINEを使って部内に写真を広めた。また、出会い系サイトのような被害も見受けられています。
- ④ 8月には、岐阜県土岐市でLINEで知り合った女子高生にみだらな行為をしたとして27歳の男性が逮捕された。

以上は冰山の一角であり、他にも様々なトラブルや被害の内容が臨場場面でも多数聞かれています。臨場場面では閉鎖されたグループ内で特定の生徒に対する誹謗中傷を行っていたことが判明し、それを伝え聞いた当事者が傷つき登校できなくなったという例を経験しました。便利である反面、特に青少年に対するSNS利用については大人たちが常に現状を把握しておく必要が生じているものと考えられます。

Ⅲ. SNSとうまくつきあうためには

SNSは誰でも手軽にアクセスでき利用できます。しかし、匿名性が担保されている分他人を誹謗中傷するような投稿も少なくありません。「他の人もやっているから」という誤った認識が流布し、自分もやってみようなどと考えてしまうものです。SNSをめぐるトラブルを防止するために、利用上守らねばならない基本原則があります。以下に記した原則は、あくまでも一例であり、家庭や学校などで話し合っていくのが望ましいでしょう。

- ① SNSの長所、短所をよく理解する
- ② 他者の誹謗中傷や個人情報の無断流出は犯罪であることを認識する
- ③ 匿名だから分らない、という認識は誤りであることを理解する
- ④ 誹謗中傷に相当する投稿を発見しても、それに意見を述べたりしないこと
- ⑤ 誤解を招かないような書き方を学ぶこと
- ⑥ 投稿の内容をすぐに信用しないこと
- ⑦ ネット上のマナーやルールを遵守すること

また、特にLINEの使用に関して、小・中学生や高校生の保護者における必要事項とは何か、以下の3つを意識しておくことが大切とされています。

①子どもと一緒にLINEを使用してみる

子どもがLINEを使いたいといったら、親も一度は使ってみることで。そうすれば、長所・短所が理解できるかもしれません。使用経験がなければ過剰に心配するだけで終わる親が多いです。

②保護者同士が情報交換する

スマートフォンの利用について、保護者同士で情報を共有しないことは問題だと思っています。実は、スマートフォンを子どもに持たせたことに罪の意識を感じるためか、あまり語らない人が多いようです。正確な情報の共有が、子どもたちを被害から守るために必要なことです。

③「LINE 安心安全ガイド」を親子で確認する

LINEが作成した「LINE 安心安全ガイド」を、子どもと一緒に確認するとよいでしょう。「知らない人には絶対に会わない」「ネットマナーを守ろう」「めいわく（スパム）メールが届いたら」「それでも問題に巻き込まれたら」など詳しく解説されています。以下のURL（<http://line.me/safety/ja/>）から閲覧することができますので、利用の際には必ず一読しておくべきでしょう。

SNSは有益で便利である反面、利用の仕方によっては大変危険を伴うこともあります。知らず知らずのうちに犯罪に巻き込まれてしまう場合もあるのです。臨床上感じることは、大人たちの現実社会で当然とされているルールやマナーについて、子どもたちは知らないことが多いということです。その結果ネット上では不特定多数の人々が交流し合う中で、唆されたり騙されたりするのは、やはり子どもたちが多いのだらうと感じています。ルールやマナーを中心に、知らないと不利益を被るということを子どもたちに伝えていかないと、子どもたちの健康生活を守ることができないと日々の臨床より痛感しています。

のぞみの園における事故防止対策の取り組み

事業企画部事業企画・管理課事業企画係 米本 哲也

のぞみの園では、平成 15 年 10 月から事故防止対策の取り組みとして「事故防止対策規則」を定めて、利用者にかかる事故原因の検証と安全対策や改善策を実施して利用者の安全な生活環境を提供することを目的に「事故防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置しています。委員会は毎月 1 回定例会を開催して、利用者にかかる転倒・誤嚥・誤与薬・交通事故などの事故について、事故防止対策の検討やヒヤリハット事例および事故事例の分析並びに再発防止策の検討などを行っています。

特に、平成 24 年度からは 11 月を「事故防止対策強化月間」（以下、「強化月間」という。）を定めて法人全体で取り組みを行いました。

この取り組みは、ここ数年、利用者の高齢化により転倒などによる事故件数が増加する傾向にあること、さらには、利用者の外出および通院などの付添による車両使用の増加にともなう事故防止を図る必要性が高まったことなどからリスクマネジメントが求められたためです。

そこで、以前から実施していた事故の再発防止に向けた取り組みの効果的な手段であるヒヤリハット体験報告の必要性をより認識し、事故防止活動を強化するために「強化月間」を企画して取り組みました。

ヒヤリハット体験とは「業務中に事故が発生しそうな状況に出会い、ヒヤリとしたり、ハッとしたことを記録して、その原因を職員全員で究明し、再び事故の要因とならないようにする安全を確保する活動であり、重大な災害や事故に至らないものの直結することが十分あり得る事例」です。ヒヤリハット報告書を単に報告書として捉えるのではなく、業務改善のための提案として位置づけ、発生のプロセスを把握し、事故防止のための改善策を講じることを目的としています。

平成 25 年度については、平成 24 年度の取り組みの結果、各職員の意識の醸成に効果があったことを受け、引き続き 11 月を「強化月間」と定め、「ヒヤリハット体験報告の促進と検証」「車両使用時の事故防止」の 2 項目を重点項目として、法人全体で取り組みました。

平成 25 年度における主な具体的な取り組み内容は次の 2 つです。

1 リスク管理講習会の開催

ヒヤリハット体験報告の検証をして、のぞみの園内の理学療法士を講師に「のぞみの園でできる転倒予防」と題して、

骨折に繋がりがやすい転倒事故を未然に防止する対策および「知的障害施設・事業所におけるリスクマネジメント」をテーマに危険予知についての講習。

2 安全運転講習会の開催

車両使用時の事故防止のために群馬県警察本部のご協力のもと、安全運転講習会を開催して車両運転をする機会の少ない職員などを対象に運転者教育用運転シミュレータ車による講習。

その結果、平成 24 年 11 月には 6 件だった事故発生件数を平成 25 年 11 月には 2 件に減少しました。さらには、平成 24 年度の 4 月から 11 月までの事故件数が 30 件であり、平成 25 年度の 4 月から 11 月までの事故件数が 26 件に減少しました。

表 1 事故発生件数について

	平成 24 年度	平成 25 年度
年間の事故発生件数	46	—
うち、4～11 月までの事故発生件数	30	26
（うち、11 月分の事故発生件数）	（6）	（2）

平成 24 年 11 月の事故の内容は、転倒などによる創傷および骨折が 5 件、喉詰りによる誤嚥が 1 件でしたが、平成 25 年 11 月の事故の内容は、転倒による創傷、配薬・飲み間違いによる誤与薬が各 1 件でした。また、転倒などによる創傷および骨折は 5 件から 1 件へと減少し、誤嚥についても発生を防止することができました。

のぞみの園では、利用者の高齢化により転倒などによる事故や喉詰りによる誤嚥事故が発生しやすい状況にあります。また、事故には「予防できる事故」と「予防できない事故」に分けることができますが、「予防できる事故」はヒヤリハット体験を活用して、支援方法や設備機器などの改善や見直しを行うことが重要です。さらには、一度発生した事故やヒヤリハット体験したことについては、「なぜ発生したのか」「二度と同様のことを起こさないためにはどのようにするか」などを分析や検討することで二度目の事故の発生を予防することに繋がり、万が一、事故が起きたとしても被害を最小限にとどめることができます。のぞみの園では、今後も事故防止対策の取り組みを役職員一丸となり継続し、「質の高い福祉サービスの提供」に取り組んでいきます。



共に生きる

明治29年からの最高の積雪

2月14日(金) から15日(土) にかけて記録的な大雪に見舞われました。前橋地方気象台によると1896年(明治29年)の統計開始以来最高となる積雪73センチを記録し、また、県内の福祉施設の184施設が被害(21日12:00現在。群馬県発表資料)を受けたほか、小中高校の大半が17日(月)、18日(火) が休校となりました。



のぞみの園までの道路
(2/17撮影)

2月15日(土)

この大雪により、のぞみの園につながる道路がふさがれ、利用者の食材などの搬送ができなくなりました。このため、非常に備えていた備蓄の食料(約650人分×2日分)で対応することとし、併せて高崎市に道路の除雪を依頼したところ、道路の通行再開に時間がかかるということから、高崎市を通じて群馬県へ利用者の食糧配送路確保のための自衛隊の派遣要請を行っていただきました。(のぞみの園には、福島第一原発の事故により集団避難をされている福島県富岡町所在の社会福祉法人友愛会の利用者の方々も生活しています)

2月16日(日)

群馬県の依頼を受けた自衛隊が、食材搬送業者に替わって自衛隊車両で食材を搬送していただき、施設内で調理を行うことができました。(まだ、この時点では道路の通行が再開されませ

んでした)

2月17日(月)

高崎市が当法人までの除雪、敷地内を当法人職員などが除雪を行い、夕方には道路の通行が可能となり、食材搬送業者による食材搬送が再開されました。

また、15日、16日の利用者の支援については、勤務できない職員も多く出ましたが、近くに住む職員などが雪の中を歩いて出勤し、また、前日の夜勤職員がそのまま残り、緊急事態に対応しました。

のぞみの園では、この大雪による被害の記録を整理し、今後の災害対策に生かすこととしています。

最後に、この大雪の中、昼夜を問わずライフラインの復旧に取り組んだ方々、病院や福祉施設など支援の現場へ歩いて向かう方々など多くの方々が地域のために共に助け合う姿を見ることができ、地域の人たちの結びつきを感じることができました。このことを忘れず、地域との結びつきを考えた障害者支援に携わってまいりたいと思います。

また、高崎市をはじめ、群馬県、自衛隊の皆さまなどの多大なご支援のおかげで、のぞみの園では人的被害はありませんでした。この場をお借りして深く感謝申し上げます。



自衛隊車両がのぞみの園へ
(2/16撮影)



正門前 自衛隊車両通過の跡
(2/16撮影)

「ゆうあいフェスティバル」に参加

平成26年1月8日～10日の3日間、群馬県庁県民ホールにおいて「第44回ぐんま知的障害者施設ゆうあいフェスティバル」(公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会主催)が開催されました。

今回で44回目を迎えるこのフェスティバルは、群馬県内の知的障害関係施設・事業所の利用者などが製作した作品などの販売や施設・事業所での利用者の生活の様子などをパネルなどで展示し、地域の方々に知的障害者に対する理解と認識を深めることを目的として実施しています。

のぞみの園も利用者と一緒に毎年参加させていただき、利用者の製作品の販売やパネルを展示し、

利用者と地域の方々の交流を図りました。

これからも、地域のイベントなどには積極的に参加し、地域の方々の障害者や障害者施設に対する理解の促進に努めてまいります。



※掲載されている写真については、ご家族の承諾をいただいております。

I

強度行動障害支援技術者 養成研修（国研修）

強度行動障害を有する者に対して、適切な支援
を行う職員の人材育成を目的とした研修会です。

1. 強度行動障害支援者養成研修 （基礎研修（指導者研修））

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成 26年7月10日(木)～11日(金)
- ③場 所／東京品川フロントビル
- ④定 員／150人（都道府県からの推薦者）
- ⑤募集案内／5月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 研究部研究課（担当：五味・志賀）
TEL 027-320-1400
FAX 027-320-1391

2. 強度行動障害支援者養成研修 （実践研修（指導者研修））

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成 26年10月頃予定
- ③場 所／未定
- ④定 員／150人（都道府県からの推薦者）
- ⑤募集案内／8月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 研究部研究課（担当：五味・志賀）
TEL 027-320-1400
FAX 027-320-1391

II

福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会〈中央研修会〉

福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者の支援を行うために、その政策・制度、倫理や背景、対象者を理解し、効果的な支援技術を学び、演習を通じて関係機関との連携のあり方を学ぶことを目的とした研修会です。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／
東京会場：平成 26年9月10日(水)～12日(金)
大阪会場：平成 26年9月24日(水)～26日(金)

- ③場 所／東京会場：東京品川フロントビル
大阪会場：新大阪丸ビル新館

- ④定 員／東京会場：70人
大阪会場：50人

- ⑤募集案内／7月頃を予定しています。

- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）

TEL 027-320-1367

FAX 027-320-1368

III

のぞみの園福祉セミナー

1. 発達障害セミナー（仮題）

発達障害に関する諸問題について、最新の知見や現状の課題、今後の展望などの啓発を目的としたセミナーです。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成 26年9月5日(金)
- ③場 所／高崎シティーギャラリーコアホール
- ④定 員／300人
- ⑤募集案内／7月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）
TEL 027-320-1367
FAX 027-320-1368

2. 高齢者支援セミナー（仮題）

平成 24 年度より厚生労働科学研究として取りまとめた「高齢知的・発達障害者の支援マニュアル作成」の研究成果を中心に、広く高齢期の知的障害者の支援のあり方を考えることを目的としたセミナーです。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成 26年11月26日(水)
- ③場 所／高崎シティーギャラリーコアホール
- ④定 員／300人
- ⑤募集案内／9月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）
TEL 027-320-1367
FAX 027-320-1368

3. 福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて Part7（仮題）

福祉の支援を必要とする罪を犯した知的障害者への支援について、司法・福祉の関係者などが、地域生活に向けた支援について考えることを目的としたセミナーです。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成 27 年 2 月 5 日（木）～6 日（金）
- ③場 所／高崎シティーギャラリーコアホール
- ④定 員／ 300 人
- ⑤募集案内／ 1 月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）
TEL 027-320-1367
FAX 027-320-1368

IV のぞみの園医療・福祉セミナー

医療・福祉業務に携わる職員を対象として、メンタルヘルス対策における最近の動向や知見を啓発し理解を深めてもらうことを目的としたセミナーです。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成 26 年 7 月 4 日（金）
- ③場 所／高崎シティーギャラリーコアホール
- ④定 員／ 200 人
- ⑤募集案内／ 5 月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）
TEL 027-320-1367
FAX 027-320-1368

V 支援者養成現任研修

のぞみの園のフィールドを活用して、支援に従事している支援者の実務研修を受け入れています。

1. 高齢知的障害者支援コース

高齢知的障害者の支援に携わる若手職員などを対象として、認知症および高齢知的障害者の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月（随時受入）
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ③定 員／当法人 HP をご覧下さい。
- ④募集案内／ 5 月頃を予定しています。
- ⑤申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）
TEL 027-320-1367
FAX 027-320-1368

2. 行動障害者支援コース

強度行動障害および自閉症等をもつ知的障害者の支援に携わっている若手職員等を対象として、強度行動障害および自閉症等の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月（随時受入）
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ③定 員／当法人 HP をご覧下さい。
- ④募集案内／ 5 月頃を予定しています。
- ⑤申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）
TEL 027-320-1367
FAX 027-320-1368

3. 矯正施設等を退所した知的障害者支援コース

矯正施設を退所した知的障害者の支援について、必要な知識および技術、連携のあり方などを自活訓練ホームの実践を通じて学ぶことを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月（随時受入）
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ③定 員／当法人 HP をご覧下さい。
- ④募集案内／ 5 月頃を予定しています。
- ⑤申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係（担当：岡田・小金澤）
TEL 027-320-1367
FAX 027-320-1368

お問い合わせ先のご案内

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.027-320-1416 【事業企画部支援調整係】

○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービスを提供しています。

TEL.027-320-1005 【診療部療育支援係】

○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。また、医療に関する相談や心理相談も受け付けています。

TEL.027-320-1327 【診療部医事係】

○障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちが障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-327-3520 【事業企画部相談係】

○知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-320-1366 【事業企画部事業企画係】

○研修会等の開催、実習生等の受入について

研修会やセミナーの開催、大学・専門学校などからの学生等の受入のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1367 【事業企画部研修係】

○講師の派遣、ボランティアの受入、施設見学について

当法人は研修会などの講師として職員の派遣を行っています。このため、講師の派遣、ボランティアの受入や施設見学等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1322 【事業企画部養成係】

○障害者の虐待の通報や相談について（高崎市の人たちに限ります。）

当法人は高崎市から業務を受託し、高崎市障害者虐待防止センターを運営しています。このため、障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談に対応いたします。

TEL.027-388-8824 【高崎市障害者虐待防止センター】

編集事務局からのお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

また、平成24年4月より『ニュースレター』のメール配信を行っております。ご希望の方は、info_center@nozomi.go.jpまで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウンロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今までの郵送での配付はいたしませんのでご承知置ください。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

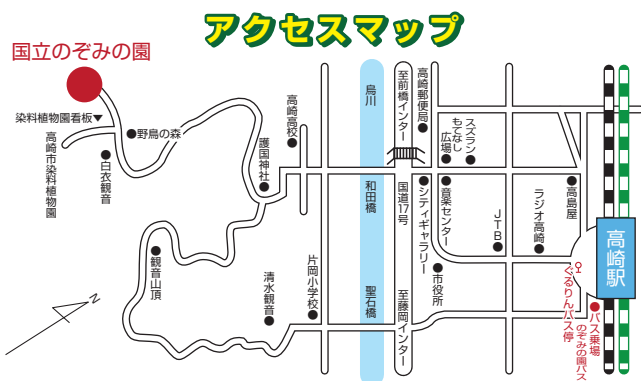
【ニュースレター関係連絡先】

TEL.027-320-1613（総務部）

FAX.027-327-7628（直通）

Eメール

info_center@nozomi.go.jp



国立のぞみの園へのアクセス

1. タクシー利用
所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】
2. バスの利用
 - ①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番
・系統番号13: JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車
・系統番号14: JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車
所要時間【約40分】
 - ②のぞみの園定期バス
所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

ふれあい香りガーデンだより

4月



4月の『ふれあい香りガーデン』は、樹齢40年以上の桜の並木に見守られ、色とりどりの花々や木々の芽吹きのお宴がはじまります。記録的な大雪の冬を経験した『ふれあい香りガーデン』ですが、冷たい雪の中で眠っていた宿根草は次々に顔を出しました。

5月



5月になると『ふれあい香りガーデン』は、芳香なツツジの垣根に包まれます。20種類のバラやハーブなどの草花が開花し、木々は萌えるような新緑に色づき、まさに「香りのガーデン」となります。



ガーデンシェッドで野鳥の声に耳を傾けたり、芝生上のベンチで香りを楽しみながら、パスの時間を待ってみてはいかがでしょうか。皆さまのご来園を心よりお待ちしております。

ニュースレター

平成26年4月1日発行 第40号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501（代表） FAX.027-327-7628（代表）

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp>

E-メール webmaster@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。